

第2章 災害予防

第1節

自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み

【本庁】全部等【支所】全課・係

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部、保健福祉部、土木部）、警察本部
- ・ 防災関係機関、自主防災組織、市民、企業等事業所

1 計画の目的

地震発生時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な震災対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての事象に対し行政がただちに対処することは極めて困難となる。

このことから市民は、「自分の身は自分で守る」意識と「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減にも努める。

＜達成目標＞

家庭では、家具の固定や日用品の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、今すぐに行える予防対策を行う。

地域の災害実情に応じた防災訓練の実施、隣近所による要配慮者の把握、地域の危険箇所の点検など日ごろから地域住民が連携し、災害に備える活動を行う。

東日本大震災の被災経験と、防災・減災対策の重要性・実践を次世代に伝承する。

2 日常の予防活動

市民は日ごろからあらゆる機会を通じて防災知識を身につけるとともに、地域の防災訓練に参加するなどにより、身の安全を確保する対策を行うよう努める。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

市は、地震や津波に関する情報を市民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努める。

① 防災・減災教育、訓練等への参加

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等を活用し、防災知識の習得に努める。
- イ 自分の住んでいる地域の震災履歴、津波による浸水の可能性について認識を深める。
- ウ 防災に関する講演会や訓練等に積極的に参加する。
- エ 次世代への被災経験の伝承に努める。
- オ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合いを行う。

- カ 地元行政区等による地域の防災に関する学習を推進する。
- キ 地域住民による地域の災害危険箇所の把握・点検・確認を行う。

② 自主防災組織の育成・活動促進

- ア 未結成地区においては、地元行政区を中心として積極的に組織づくりを進める。
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。
- ウ 防災に係る知識及び技術を幅広く取得し、地域の防災リーダーとして活動できるよう、県や市が実施する防災士養成事業等に積極的に参加するよう努める。

③ 防災まちづくり

- ア 市民は、日ごろから地域における防災上の課題等の把握に努める。
- イ 災害に強い防災まちづくりを実現するために、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなどの自発的なまちづくりへの参加に努めるとともに、地区防災計画制度の活用を図る。

(2) 我が家が避難所

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災の取組みを行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながることから、以下の取組みを実施する。

- ア 住宅の耐震診断及び必要な補強
- イ 家具等の転倒防止、照明等の内装材の落下防止
- ウ 出入り口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
- エ 寝室には倒れやすい物を置かない
- オ ブロック塀等の倒壊防止対策
- カ 消火器など初期消火用具の準備

(3) 避難対策の強化

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平時から対策に努める。

① 避難対策

- ア 災害の種別に応じた最寄りの避難場所及び避難所並びに安全な避難経路の確認
- イ 震災時における家族・社員等との連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の確保
- エ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の趣旨の正しい理解
- オ 要配慮者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 市と協働で避難所を運営できるよう、防災訓練への積極的参加

② 食料・日用品の確保

- ア 各家庭において、ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などによる家族の7日分の食料や3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）の備蓄
- イ 食物アレルギーなど食事に特別な配慮が必要な者に係る7日分の食料の確保
- ウ 企業等において、従業員の1日分（3食）の食料や飲料水の備蓄

- エ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- オ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- カ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

③ 要配慮者への支援

県、市、民生委員、社会福祉協議会、地元行政区、自主防災組織等の協力による、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援

(4) 火災の予防

- ア 揺れがおさまるまでの間は、無理に火の近くに寄らないこと。
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ウ 台所など火を使う場所の不燃化、カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用
- エ 灯油タンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- オ 地元行政区や自主防災組織等が実施する訓練等への積極的参加

(5) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図るため、平時からの地域・学校・地元行政区等における協力体制を強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう定期的に服用している薬や常備薬、「おくすり手帳」の準備

(6) ライフラインに関わる予防活動

① 電話

災害発生時において、安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておく。

② 電力

- ア 夜間の停電に備えるため、懐中電灯や予備の乾電池の準備及び保管場所を確認
- イ 冬期間の災害に備えたストーブ等及び燃料の準備

③ ガス

- ア 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対策の実施
- イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策
- ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

④ 上水道

3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）の備蓄

⑤ 下水道

下水処理機能が停止または機能低下した際の対策（携帯用トイレの備蓄など）

第2節

地域力・市民力を活かした防災への取り組み

【本庁】危機管理部、消防本部 【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部）
- ・ 市民（自主防災組織、地元行政区）、企業等事業所
- ・ ボランティア団体等

1 計画の目的

地震発生時には防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。このため、地域力や市民力を生かし、住民の連帯意識に基づく自主防災組織、企業等における自衛消防組織の整備育成や、ボランティア団体等との連携を図るとともに、その協力体制について整備を図る。

＜達成目標＞

市は、地域での防災訓練の実施や要配慮者の所在の把握、避難所の運営や地域間での確実な情報伝達などができる自主防災組織の育成を図る。

また、防災士の資格取得等を通じた地域の防災リーダー育成や、ボランティア団体等との連携など、地域力、市民力を活かした市民防災安全ネットワークの形成を図る。

市民は、日ごろから地域コミュニティ活動を通し地域防災活動に参画する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、普段から地元行政区等における防犯活動など地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するなど、防災知識及び技術の習得に努める。

また、必要に応じて行政区や多様な団体等との連携のもと、災対法第42条の2に定める「地区防災計画」を作成し、市地域防災計画に位置付けるよう市防災会議に提案する。なお、地区防災計画の作成方法や提案等の手続きについては、「いわき市地区防災計画作成マニュアル」を参考とする。

(2) 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や地元行政区の班など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って災害を乗り越えることができるよう活動する組織であることから、それぞれの地域特性に応じた手作りの住民避難計画の作成や訓練を実施するなど、地域力を最大限に活かした活動の推進に努める。

【平時の活動】

年間活動計画の作成	防災知識の普及・啓発
地域の防災マップ作りなど地域の状況把握	要配慮者への支援対策
防災訓練の実施	地域の連携
防犯活動など地域コミュニティ活動	

【災害時の活動】

緊急情報の収集伝達	安全な場所への避難誘導
安否確認や地域内の被害状況等の情報収集	救助救出活動
初期消火活動	市と地域との協働による避難所の運営
防犯活動	

(3) 県の役割

市と連携して研修会等の開催や広報等による普及啓発を行うなど、自主防災組織の充実を図る。

(4) 市の役割

① 自主防災組織・自主防災リーダーの育成

ア 市は、災対法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられていることから、同組織が未結成となっている地元行政区等に対する働きかけを行うほか、同組織に対しては、訓練等を通じて指導、助言を積極的に行うなど同組織の育成に努める。

イ 地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依るところが大きいことから、防災士の資格取得を積極的に支援するとともに、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーの育成に努める。

ウ 自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、同組織が自ら実施する防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

② 育成の方針

ア すべての行政区において同組織を整備することを目標とする。

イ 自主防災組織相互の連携により、効果的な防災活動が実施できるよう連合組織の結成に努める。

ウ 防災士の資格取得者が各組織に1名以上存在するよう支援に努める。

エ 災害時における避難所運営等において、男女双方の視点に配慮することも重要であることから、自主防災組織への女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。

③ 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して防災活動が可能である地域を単位に組織する。

ア 住民の連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

④ ボランティア団体等との連携

市は、ボランティア団体等と連携し、住民同士による地域力、市民力を活かした防災安全ネットワークの形成を図る。

⑤ 要配慮者への支援

隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支えあいなどを通じて要配慮者の不安解消を行うとともに、災害時には、消防団や民生委員、自主防災組織、警察及び企業等と住民とが協力し、安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行うなど、地域ぐるみでの防災活動に努める。

⑥ 地区防災計画の作成支援

市は、地区防災計画の作成に取り組む団体等に対して、進め方の相談対応や地図の提供などの支援をするとともに、市内各地へ波及させることを目的に、作成された地区防災計画等の情報の提供に努める。

(5) 事業所等の自衛消防組織

自衛消防組織を置く事業所等は、消防計画に基づく各種訓練の実施のほか、地域の防災訓練に積極的に参加するように努める。自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持管理
- c 防災訓練

イ 震災時の活動

- a 消火活動
- b 救出・救護
- c 地域における要配慮者等の避難支援

(6) 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と地元の消防団、自衛消防組織は、平時及び震災時に協力体制を組むよう努める。市は、高齢化の急速な進行等に伴い、地域のみでは災害時の対応が困難な状況にある現状を踏まえ、自主防災組織と自衛消防組織との平時及び震災時における協力体制の整備や合同訓練の実施等を通じて良好な協力関係が得られるように努める。

第3節

被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練

【本庁】消防本部、危機管理部、教育委員会

【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部、教育委員会）
- ・ 市民（地元行政区、自主防災組織、ボランティア）
- ・ （一社）いわき市医師会、（一社）いわき市病院協議会、日本赤十字社福島県支部等
- ・ 各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル等）

1 計画の目的

家庭での耐震補強や家具の固定など、事前の備えを行うことは、災害時の物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。

市は、総合的な震災対策を推進するため、職員に対する防災・減災教育及び訓練を行うとともに、市民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。また、震災時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

＜達成目標＞

市は、全職員が震災対策に関する基礎知識を習得し、平時から防災を念頭に置いて業務に従事するとともに、市民、地域、企業に対し多様な防災訓練や市役所出前講座をはじめとする防災・減災教育を推進する。

市民は、「全市民が防災要員」であることを念頭に置き、家庭や地域でできる減災・防災対策を実施するとともに、震災経験を風化させず、次世代へと継承するほか、防災士の資格を有する者は、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行し、地域の防災リーダーとなる。

企業等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、災害時には、地域社会の一員として減災・防災活動に従事するなど、市民、企業等民間団体、行政が力を合わせていわき市の防災体制強化に向けた取り組みを実践する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

ア 市の防災に関する広報、防災マップや津波ハザードマップ等を活用して防災知識及び技術の習得に努める。

- イ 防災に関する講演会や訓練等に積極的に参加する。
- ウ 学校や家庭において、東日本大震災の教訓等を次世代に伝える取組みを行う。
- エ 各家庭において防災対策や災害発生時の行動に関する話し合いを行う。

② 地域の役割

- ア 地元行政区等において、地域の防災に関する学習機会の確保に努める。
- イ 地域住民による地域の地震被害危険箇所の把握・点検・確認に努める。
- ウ 自主防災組織を中心としたさまざまな防災訓練の実施に努める。

③ 企業等の役割

- ア 市の災害に関する広報、防災マップや津波ハザードマップ等を活用して防災知識及び技術の習得に努める。
- イ 社内での防災対策及び災害発生時の行動に関する検討を行う。
- ウ 災害時における業務継続計画の策定に努める。
- エ 地元の行政区や自主防災組織等との間で定期的に情報交換等を行い、地域の防災情報の共有化を図るとともに、防災訓練等に参加するなど災害時における地域との協力体制の構築に努める。

(2) 県の役割

- ア 県立及び私立学校における防災・減災教育を推進する。
- イ 社会教育における防災学習を推進する。
- ウ 要配慮者及び保護責任者に対する防災学習の支援に努める。
- エ 市に対する防災に関する基礎情報の提供に努める。
- オ 市職員の防災・減災教育の支援に努める。
- カ 県職員の防災・減災教育、防災部門の人材育成に努める。
- キ 県警察における防災・減災教育に努める。

(3) 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災・減災教育、研修のほか、災害に関する基礎的な知識の普及や啓発に努める。

(4) 市の役割

市は、国、県、消防本部、学校、福祉関係事業者、企業、ボランティア団体、地元行政区等と情報を共有し、相互に連携して防災・減災教育を推進する。

① 市職員の防災・減災教育、防災部門の人材育成

ア 市職員の防災訓練計画

市は、職員に対する防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

訓練名称	訓練内容	実施目標
非常出動訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保す	原則年1回以上

	るため、職員が非常出動する訓練	
災害対策本部・災害対策各地区本部設置運営訓練	地震発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練	原則年1回以上
無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定し、市防災行政無線（移動系）による通信訓練	原則月1回以上

イ 市民参加の防災訓練

地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するため、災対法第48条の規定に基づき、津波や洪水を想定した避難訓練や避難所開設・運営訓練など地域の災害リスクに応じた多様な市民参加型の防災訓練を実施する。

訓練にあたっては、地元行政区、自主防災組織、学校、企業、ボランティア団体等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられるよう努める。

ウ 市職員の防災・減災教育及び研修

地震発生時に応急対策の実施主体となる市職員には、災害に関する知識と適切な判断力が求められることから、市は次の事項について関係職員に対し、定期的に研修や訓練等を実施する。

- a 地震・津波に関する基礎知識
- b いわき市地域防災計画の内容と課題
- c 市が実施すべき震災時の応急対策等
- d 応急手当の知識・技術
- e 震災時における各職員の具体的役割と行動を明示した災害対応マニュアルの作成と当該マニュアルに基づく訓練の実施

② 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、市、防災関係機関、市民が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日ごろから「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は、次の事項について防災知識の普及を行う。

ア 普及内容

・地震・津波に関する基礎知識	・地震発生時の行動	・避難場所及び避難所の周知、避難時の行動
・家庭内備蓄	・応急手当の知識	・自動車運転時の行動
・救助・救出活動の知識	・要配慮者の避難支援	・初期消火の知識
・減災への取り組み	・災害発生時の持ち出し品	

イ 普及・啓発の方法

市は、「広報いわき」をはじめ、防災マップや津波ハザードマップ等を作成して各戸への配布や、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、テレビ、ラジオ等を活用して市民の防災知識の向上を図る。

市は、行政区や自主防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のため、市役所出前講座等を開催する。

ウ 社会教育における防災知識の普及

市は、青少年団体、女性団体、PTA等に対し、公民館等で実施する市民講座、各種研修会など社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

エ 地域の防災リーダーの育成

市は、自主防災組織の役員等を対象として、防災士の資格取得への支援を行うとともに、さまざまな研修会の開催や防災訓練等を通じ、知識や技術の習熟が図られるよう努める。

③ 学校教育における防災・減災教育、訓練

学校においては、次の事項に留意しながら、防災訓練の強化及び防災関係行事等の実施により地震発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

ア 防災・減災教育を各学校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。

イ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、地震発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。

ウ 地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。

エ 教職員用に地震発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。

オ 防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。

④ 要配慮者に対する防災知識の普及

障がい者や高齢者、妊娠婦や乳幼児など要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び支援者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては、地元行政区や自主防災組織、民生委員等が連携して避難誘導等を行うことが重要である。このため、市は、要配慮者や支援者等向けのパンフレット、チラシ等を発行して防災知識の普及に努め、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、地域住民等に対しては、要配慮者の安全確保への支援について普及啓発に努める。

ア 避難行動要支援者登録制度の概要

イ 要配慮者の避難誘導を行う上での留意点

ウ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災活動

⑤ 応急手当方法の指導

地震発生時において、負傷者の第一発見者は地域住民となることが多いことから、「一

人でも多くの命を救う」ため、市、市医師会、市病院協議会、日本赤十字社福島県支部等は、互いに協力し応急手当方法の指導を積極的に推進する。

指導の対象	指導推進の役割分担	
・市職員	市	防災訓練等の企画、開催
・地域住民（自主防災組織）	市消防本部	普通救命講習会の推進
・中・高校生、教員	市医師会 市病院協議会	講習会への援助、協力
・防災関係機関職員	日本赤十字社福島県支部	救命法講習会の推進

⑥ 防災上特に注意を要する施設における防災・減災教育

ア 関係機関への指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災・減災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、事業所等の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災・減災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

ウ 病院、福祉施設等における防災・減災教育

病院や福祉施設は要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日ごろから要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対する避難誘導訓練など十分な防災・減災教育の実施、避難経路等の適切な表示、さらには、付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

エ ホテル・旅館等における防災・減災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の使用方法、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客が速やかな対応がとれるよう避難経路等の表示を適切に行う。

オ 高層建築物、ホール施設、スポーツ施設、大規模小売店舗及び観光レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災・減災教育

施設の管理者は、地震発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災・減災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難経路等の表示を適切に行う。

⑦ 防災関係機関における防災・減災教育、訓練

防災関係機関は、職員に対し地震発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第4節

都市の防災構造化

【本庁】各部等 【支所】各支所

【関係機関】県（土木部、いわき建設事務所）

1 計画の目的

市及び関係機関は、幹線道路、公園、河川などの都市基盤整備を進め、住宅、商業施設、教育、福祉、医療施設等の配置についても計画的な立地誘導を図るとともに、津波防潮堤などの整備を促進し、災害に強い都市形成を推進する。

本市では、都市部に人口が集中しており、これら市街地において地震が発生した場合、住民の生命や財産の被害が大きくなることが予想される。

市民の生命と財産を守り、安全で暮らしやすいまちをつくりあげるため、都市における震災対策として都市機能を適正に配置し、それらを結ぶ交通と情報のネットワークの整備を進めるとともに、市街地での延焼を最小限に食い止める防火帯の構築と一時的な避難場所となる公園や広場、避難路である道路等の整備を計画的に進める必要がある。

また、倒壊や延焼の危険性の高い建築物の改修を行うとともに、沿岸地域の区画整理事業や防災集団移転事業などの面的整備により、災害に強い道路・公園等の基盤施設の整備を積極的に進める。

＜達成目標＞

市は、庁舎・消防署など震災時の拠点施設や学校・病院など甚大な人的被害を招くおそれのある建築物の損壊を防ぐため、耐震化や不燃化を推進する。

海岸保全施設の維持強化や海岸林の保全促進など津波被害を軽減するための措置を講じる。また、津波ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。

幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備、がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全を確保するなど、災害に強い都市基盤づくりを推進する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

ア 市民による、日常的な地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位での安全・安心なまちづくりを推進する。

また、地域の災害実態に応じて自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域の防災力を高めるための手法として、行政区や多様な団体等との連携のもと、災対法第42条の2（平成26年4月1日施行）に定める「地区防災計画」を策定し、市地域防災計画に位置付けるよう市防災会議に提案する。

(3) 企業等事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水施設、雨水調整池など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、災害危険箇所、地すべり危険箇所等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

(4) 県の役割

ア 既存建築物の防災対策をより効果的に推進することを目的とした「福島県耐震改修促進計画」の策定

イ 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

ウ 防災上重要な県有施設の耐震性確保等

エ 「福島県広域緑地計画」等に基づく防災空間の確保

オ 大規模災害時における延焼防止、避難場所、救援活動の拠点となる都市公園等の整備

カ 市内地区間及び市外とのネットワークを強化する幹線道路の整備

 a 緊急輸送ネットワークの整備

 b 避難路等ネットワークの形成

 c 電線類共同溝等の整備

キ 津波被害の軽減を目的とした「津波防災緑地」の整備

(5) 国等防災関係機関の役割

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(6) 市の役割

① 計画的なまちづくり

市は、市まちづくりの基本方針や第二次いわき市都市計画マスタープラン、いわき市立地適正化計画、いわき市復興事業計画などとの整合を図りながら、地区の防災活動の拠点となる都市公園等を整備するとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。

② 災害に強い都市基盤づくり

市及び関係機関は、防災、都市環境に配慮した総合的、一体的な都市基盤整備に努める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供など支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。

ア 地震・火災に強い都市基盤づくり

市域の不燃領域率の向上を目指すため、防火地域等の指定、建築物の耐震不燃化の促進、街路、公園、緑地などの計画的な配置等により防災安全空間の確保を図る。

a 市街地のブロック化

市街地の主要な幹線道路沿いや河川沿いの建築物の不燃化促進、植樹帯などの防火帯による延焼遮断帯の設置により、市街地のブロック化を図る。

b 市街地の不燃化と耐震化の促進

地震の際の火災による延焼防止のため、建築物の耐震化と不燃化を促進する。

商業・業務施設や公共・公益施設などの集まっている中心市街地及び建築物の密度の高いその周辺部、並びに郊外型の商業・業務施設などが立地する拠点地区において、土地利用の動向を的確に捉えながら計画的に防火地域及び準防火地域を指定し、火災に強い市街地の整備を進める。

また、木造建築物の多い区域において、地震の際の火災発生をできるだけ少なくすることなど火災発生と延焼防止のため、建築物内部の不燃化を図るとともに、耐震住宅の建設を計画的に進める。

さらに、多くの市民が利用する大型店舗や公共建築物などの耐震改修を計画的に進めるだけでなく、建築物の安全性を確保するために、設備、備品及び使用形態あるいは維持管理を含め総合的な対策が講じられるよう、施設管理者は配慮する。

c 公共等施設の耐震・耐火対策

庁舎等の公用施設や公共施設は多くの市民が利用することに加え、災害対応時の拠点施設となることから、「地震防災緊急事業五箇年計画」等に基づき、計画的に施設の耐震・耐火建築物に改善するよう努める。特に、小、中学校など教育施設については、多数の児童・生徒を収容していることに加え、災害時の避難所となっていることから、早急に建物の耐震化を進める。

また、建物の改築等にあたっては、防災の観点から以下の設備を整備するよう努める。

- (a) 非常電源設備
- (b) 消火用耐震性貯水槽などの設備
- (c) 非常用排水設備または排水槽
- (d) 防災行政無線（移動系、戸別受信機）
- (e) 防災備蓄倉庫及び資機材
- (f) 災害時優先電話や公衆無線LANなどの通信手段
- (g) 臨時ヘリポート

d 公園・広場等の系統的な整備と安全な避難路の確保

市街地における避難場所としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保するため、都市公園の計画的な整備を進めるほか、避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑地や中小河川、自転車歩行者道の整備を系統的に整備することにより、市街地における安全な避難空間を確保する。

公共空き地や公園の整備にあたっては、震災時の避難場所としての機能を兼ね備えるため、災害時の飲料水確保用として耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める。

また、避難場所の周囲約120mの範囲を不燃化促進区域に指定し、建築主に対して耐火建築物または準耐火建築物を建築するよう求めるとともに、当該避難場所までの避難路については、都市計画街路事業を活用し、15～20m以上の道路幅員を確保するなど、避難者の安全確保に努める。

e 市街地再開発事業等による整備

市街地再開発事業や土地区画整理事業により市街地整備を行う際に、都市計画道路等の計画的な配置や、医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など避難場所の計画的な立地誘導を行い、防災安全街区の形成を目指す。

f ブロック塀対策

ブロック塀の倒壊は、多くの死傷者を発生する災害要因であり、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

このことから、ブロック塀等の通学路、避難路及び避難場所に重点を置いた実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と改善の依頼を行うとともに、住民に対して、災害時におけるブロック塀からの危険回避（すばやくブロック塀から離れる等）について啓発に努める。

また、以下の箇所については、できる限り生け垣、フェンス化の推進を図る。

- (a) 通学路沿い
- (b) 公衆の出入りする箇所
- (c) 道路の幅を越える高さの塀等のある箇所
- (d) 車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を越える高さのある箇所

g 落下物対策

都市の高層化、過密化の進展により、災害発生時には、次のような落下物や障害物による危険や被害が予想される。容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び本計画において定める避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行い、その結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改善を指導する。

また、建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物
(ア) 窓ガラス（の飛散） (イ) 外装材（外壁タイル、モルタル等） (ウ) ウインドクーラー (エ) 屋上広告物 (オ) 高架水槽	(ア) 自動販売機 (イ) 放置自転車 (ウ) 突き出し商品	(ア) 照明器具 (イ) 家具の転倒 (ウ) 棚上の荷物

イ 道路・橋梁の整備

a 幹線道路等の整備

常磐自動車道の全線4車線化、及び国道49号北好間改良、国道6号勿来バイパス、小名浜道路、国道399号、県道吉間田滝根線、主要地方道小野富岡線、同いわき石川線、同上三坂小野線、同小名浜小野線、県道豊間四倉線等の早期整備を関係機関に要請し、主要幹線道路のネットワーク形成を促進する。

b 主要市道等の整備

主要幹線道路とのネットワーク化を図るとともに、市内各地域間の連携及び市街地における交通の円滑化などを図るため、幹線市道及び都市計画道路（街路）等の必要な路線について整備を順次進めていく。

また、地域間を連絡する道路は、1・2級市道を中心に防災活動上の障害となる狭あい・線形不良・歩車道不分離区間の計画的な改良や局部改修に努めるとともに、緊急輸送道路に指定されている路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

さらに、災害時において緊急輸送路や避難路としての機能を果たす必要な路線について、整備を順次進めていく。

c 生活道路の整備

市民生活の安全性の向上を図るため、狭あいな市道の拡幅や砂利道の舗装など市民生活に身近な市道の整備を進めていく。

整備にあたっては、地区の要望をもとに周辺土地利用状況等を総合的に判断するとともに、防災対策など安全性に配慮して、幅員4m未満の解消に努める。

d 道路環境の整備

交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行うほか、道路の路面の損傷については逐次補修に努める。

また、良好な道路環境を維持するため、道路の緑化に際し、特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の選定に配慮する。

道路の拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な配慮を行う。不特定多数の人が集まり、災害時の避難の安全や消防・救急救助活動に支障の大きい重点地域については、道路上の駐車防止のため交通管理者が必要な指導を行う。

e 橋梁防災対策

車道橋や人道橋の橋梁に係る長寿命化や架け替え時期の平準化を図り、整備を順次進めていくとともに、災害時の避難経路及び緊急輸送路の確保のため、橋梁の耐震化を順次進めるなど、防災対策に努める。

f 道路の点検

老朽化する道路施設を適切に維持管理できるよう健全性の総点検を実施し、危険箇所への応急処置を実施するとともに、計画的な補修に努める。

③ 要配慮者への対策

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう、避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

第5節

情報伝達手段の多重化

【本庁】 総合政策部、危機管理部、総務部、保健福祉部、消防本部

【支所】 市民課または市民福祉係、総務係、市民係

【関係機関】 県（総務部、土木部、危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）

1 計画の目的

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策本部の成否を決めるため、市及び防災関係機関等は、組織内はもとより、関係機関相互の通信体制の整備や通信施設の耐震対策の強化、通信手段の多ルート化を図る。

＜達成目標＞

市は、迅速かつ的確に災害情報等を市民に周知するため、防災行政無線や防災メール、緊急速報メールなど伝達手段の多重化を図る。また、災害時の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線や衛星携帯電話など、特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。

さらに、沿岸監視カメラ、県の防災ヘリコプター、テレビ会議システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる体制を構築する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県の役割

① 福島県総合情報通信ネットワークの整備

福島県総合情報通信ネットワークは、災害時に一般通話の回線を統制して迅速・的確な情報収集、一斉司令等を行う県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

② 防災事務連絡システムの整備

福島地方気象台からの地震・津波情報等を配信し、災害対応に役立てるほか、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民に提供する。

③ 非常通信体制の充実強化

災害時に加入電話や無線通信施設が使用できないときまたは使用が困難となった場合に対処するため、電波法第52条に基づく非常通信の活用が図られるよう、東北地方通信協議会との連携に努める。

(2) 防災関係機関の役割

無線設備を有する防災関係機関は、各自の無線設備の停電対策等を実施し、災害時の通信を確保する。

通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

(3) 市の役割

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフライン事業者等が緊密に連携して対処することが重要であるため、市は、次のとおり通信設備の整備に努めるとともに、通信網の整備、停電対策を実施する。

① 通信設備の整備

ア 市防災行政無線施設の整備

a 屋外拡声子局及び戸別受信機の整備

大津波警報、津波警報・注意報発表時には、沿岸部及び河川遡上区域の住民等に避難情報を迅速かつ的確に周知または伝達するため、屋外拡声子局の整備を行うほか、各防災関係機関や公共施設には戸別受信機を、また、高齢者等の要配慮者や、自宅にインターネットの接続環境が整っていない、又は携帯電話を持っていない等の理由から、市からの防災情報等を得にくい世帯に属する者、自主防災組織の代表や民生委員には防災ラジオを貸与する。

なお、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）との連動により、気象庁から津波警報等の緊急情報が発表された場合、防災行政無線を自動起動させ、サイレン吹鳴や合成音声による情報伝達が可能となっている。

b 移動系無線の整備

大規模災害の発生時における通信輻輳に対応するため、災害対策本部と災害現場や各避難所等の間の双方向通信手段を確保し、被害や避難状況などの情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、移動系防災行政無線を整備する。

イ 衛星携帯電話の整備

災害対策本部と防災関係機関との双方向通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備する。

ウ 携帯電話のメール機能の活用

津波警報等発表に伴う避難情報を市民等に迅速に伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能を活用して配信するほか、J-A L E R Tや消防指令台等との自動連携により災害情報や避難情報等を提供する「防災メール」による配信も併せて行う。

エ FMいわきへの緊急割込み放送の実施

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、気象特別警報や避難指示の緊急情報について防災行政無線を経由してFMいわきに緊急割込み放送を実施できる体制を整備する。

オ 消防サイレンの活用

大津波警報、津波警報・注意報発表時には、沿岸部および河川遡上区域の住民等に避難情報を迅速かつ的確に周知または伝達するため、消防サイレンを有効に活用することとし、避難訓練のほか広報媒体を通して、広く住民にサイレン吹鳴の意味の周知に努める。

カ 各システムの連動による情報伝達手段の多重化

防災行政無線と J-A L E R T、携帯電話の緊急速報メール及び防災メール、FM放送及び、市公式 SNS などとの自動連携による伝達手段の多重化を図り、緊急情報を住民等に確実に周知または伝達できるよう努める。

キ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

なお、市防災行政無線は、停電対策として、統制局（本庁）、湯ノ岳中継局及び各屋外拡声子局とも非常用発電機、直流電源装置またはバッテリーにより、48 時間分の非常用電源を確保している。

ク 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

ケ 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

② 通信訓練

市及び防災関係機関は、平時から無線機等の操作を職員に習得させ、災害時において迅速な情報伝達活動が行えるよう通信訓練を実施する。

第6節

住民等の事前避難準備

【本庁】危機管理部、保健福祉部、消防本部

【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係、地区保健福祉センター

【関係機関】県（危機管理部、いわき地方振興局）

1 計画の目的

市は、市民が家庭や地元行政区で事前に避難場所を確認したり、緊急時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくなど、安全に避難するための準備を行うよう啓発に努め、避難体制を整える。

<達成目標>

市民は、市が配布する防災マップや津波ハザードマップ等を活用して防災に関する知識の習得に努め、安全に避難するための事前準備を行う。

また、同時に近隣の住民等が、被災者となることも想定に入れ、身近なコミュニティで早期の救助活動や避難行動を行うための体制づくりに努める。

要配慮者が利用する施設の管理者や、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を策定する。

市は、防災マップや津波ハザードマップ等を配布し、危険区域や避難所等を周知するとともに、災害予防、減災対策について啓発に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民等に求められる役割

① 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平時から備えるよう努める。

ア 地域の避難場所や避難所及び安全な避難経路を確認すること。

イ 災害時における家族・社員等の連絡方法を決めておくこと。

ウ 携帯用ラジオ等、緊急時の情報入手手段を用意すること。

エ 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味を正しく理解しておくこと。

オ 非常用持出品をまとめておくこと。

カ ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などにより、家族の7日分の食料及び3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）を備蓄しておくこと。

キ 企業等においても、従業員が帰宅できない状況等を想定し、1日分（3食分）以上の食料及び飲料水を備蓄すること。

ク 日ごろから隣近所の住民とコミュニケーションを図り、災害時の協力体制を構築しておくこと。

ケ 住宅内外の危険箇所を把握するとともに、家具等の転倒防止策を講じておくこと。

コ ペットとの同行避難を行うため、平時からペット用の避難用品（えさ、飲み水、トイレなど）を準備するとともに、避難所等における他の避難者への迷惑防止及びペットのストレス防止のため、必要なしつけを行う。

サ 災害時に自力で避難行動をとることが困難な場合は、避難行動要支援者への登録を行う。

② 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

以下の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

ア 学校、病院、社会福祉施設など児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者の責務

- a 施設の立地環境上、発生しやすい災害や被害を予測すること。
- b 気象庁や県または市が発表する情報の入手手段を用意すること。
- c 災害時の情報伝達・迅速な避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- d 近隣の事業所等や地元行政区等と協力関係を構築し、避難の際に支援・協力を得られるよう努めること。
- e 保護者や支援者等に対する安否の連絡や引渡し方法等を定め、関係者に周知すること。
- f 災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた訓練を定期的実施するとともに、施設の利用者等に対し、パンフレット等を活用して災害発生時の避難方法等について理解を得られるよう努めること。
- g 災害時における業務継続計画の策定のほか、必要な研修及び定期的な訓練の実施に努めること。

イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者の責務

- a 施設の立地環境上、発生しやすい災害や被害を予測すること。
- b 気象庁や県または市が発表する情報の入手手段を用意すること。
- c 緊急時に施設利用者を施設外へ安全に退去、安全な場所に避難させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。
- d 災害時における業務継続計画の策定に努めること。

(2) 地域の役割

① 地域住民

隣近所で協力して安全に避難できるよう、以下の事項について平時から備えるよう努める。

ア 地域の危険箇所、避難場所、避難所及び安全な避難経路を事前に確認すること。

- イ 地域に居住する要配慮者を把握するとともに、日ごろからコミュニケーションを深め、災害時に協力して避難・誘導できる関係を築くこと。
- ウ 地元行政区または自主防災組織の活動に積極的に参加し、災害時に協力して避難所を運営できるよう、訓練を行うこと。

② 企業等

地域社会の一員として、地域の避難活動に協力するよう努める。

- ア 必要に応じて要配慮者等の避難を支援すること。
- イ 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること。

③ 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設など要配慮者が日常的に利用する施設の管理者及び高層建築物、大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、防災責任者を定めるとともに、次の事項を考慮して避難計画を策定しておく。

- ア 地域の避難場所や避難所、避難経路の確認及び避難誘導や指示・伝達の方法
- イ 集団避難する場合の避難所または移送先施設及び搬送用車両の確保、保健衛生、給食の実施方法
- ウ 入院患者、自力避難が困難な要配慮者等の避難誘導方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- オ 施設外の状況の利用者への的確な伝達
- カ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- キ 施設の安全性の確認方法

(3) 要配慮者への対策

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市及び関係機関並びに民生委員や消防団、自主防災組織等の地域の団体は、特に次の事項に配慮する。

- ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者、企業及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での生活面の支援
- オ 避難行動要支援者登録制度の周知

第7節

避難所事前対策

【本庁】危機管理部、総務部、観光文化スポーツ部、市民協働部、保健福祉部、農林水産部、都市建設部、教育委員会、消防本部

【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係、地区保健福祉センター

【関係機関】

- ・ 県（企画調整部、保健福祉部、土木部、県警察本部、警察署、いわき地方振興局）
- ・ 福祉関係者

1 計画の目的

市は、津波や土砂災害などが発生し、または発生するおそれがある場合、住民等の生命を守るために一時的に避難する「避難場所」や「津波避難場所」等を、また、災害発生後一定期間滞在することを前提とした「避難所」を指定し、震災時に市民の安全な避難を確保するとともに、避難所機能の整備、充実に努める。

＜達成目標＞

市は、津波、土砂災害などあらゆる災害に対しても安全確保が可能となる避難場所及び避難所を指定するとともに、主要道路等に各種表示板等を設置して住民や観光客等への周知を図る。

避難指示等を発令するときは、対象となる住民に迅速かつ確実に伝わるように複数の手段を用いて行うため、情報伝達手段の整備に努める。

避難所には、非常用発電機・毛布・携帯トイレなどの備蓄や施設のバリアフリー化、プライバシー対策を行うなど安心して避難できる環境づくりの確保に努めるとともに、迅速かつ確かな運営体制づくりを推進する。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 各主体の責務

(1) 県の役割

県立高校等を避難所として提供したり、非常用備蓄品等の確保に係る関係業界等との協定締結を行うなど、市の災害対応業務への支援を行う。

また、危険情報の市への提供や、市による避難指示等の早期発出・伝達体制など避難誘導體制整備への支援を行う。

(2) 市の役割

安全な避難場所及び避難所の指定と防災マップ等の配布による市民への周知を行う。

その上で、危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、危険情報の周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制のマニュアル化、要配慮者の避難支援計画の策定等を行う。

避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必要な資機材等を備蓄し、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のもと開設・運営体制の確立に努めるとともに、市民や観光客等に避難所等の場所を周知するため、避難所案内板や避難サイン等の整備を行う。

さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難所を指定する。

【在宅避難者への対応】

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じて、在宅品者が利用しやすい場所へ在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

【車中泊避難者への対応】

市は、やむを得ず車中泊等により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 業務の内容

(1) 避難所等の指定・整備

① 避難所等の種類

市は、学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、以下の避難所等を指定する。

- | | |
|--------|---|
| 避難場所 | ： 津波災害や土砂災害等が発生または発生するおそれがある場合に生命を守るために一時的に避難する場所 |
| 広域避難場所 | ： 大規模火災が発生した場合に避難者の生命を保護するための場所 |
| 津波避難場所 | ： 津波災害が発生した場合に避難者の生命を保護するための場所 |
| 津波避難ビル | ： 津波災害の発生に際し、高台までの避難に十分な時間が確保できない場合、緊急的に避難する場所 |
| 避難所 | ： 災害発生後、一定期間滞在することを前提とした場所 |
| 福祉避難所 | ： 障がい者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる避難所 |

なお、平成25年6月の災対法の改正内容を踏まえ、津波や洪水、土砂崩れなどの自然災害によるリスクのない施設を指定するほか、次の事項に留意する。

② 避難場所（津波避難場所を含む。）

- ア 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。
- イ 相当の広さを有し、少なくともおおむね2㎡あたり2名を収容人数の目安とすること。
- ウ 可能な限り四方に出入口が常時確保されていること。

③ 広域避難場所

- ア 相当程度のオープンスペースが確保されており、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること。
- イ 敷地内にある建物については、耐火建造物であること。
- ウ トイレや飲料水が確保できるよう、災害用トイレや耐震性貯水槽の整備を進めること。

④ 津波避難ビル

- ア 津波の浸水予想地域内にあって、避難困難地域にあたるエリアであること、あるいは避難困難者が発生するおそれがあること。
- イ 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。
- ウ 鉄筋コンクリート（RC）、または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造で、3階以上の丈夫な建物または同等の高さ以上の床面を持つ建物。鉄骨（S）構造の建物についても対加重性などを考慮し、特に緊急に指定の必要がある場合は、指定の検討の対象とする。
- エ 屋上や階段、通路など常に出入りが可能な空間がある建物または建物関係者以外であっても緊急時において避難のために一時的に進入することが可能であること。
- オ 液状化の恐れのない地盤に建っているか、または液状化対策が施されていること。

⑤ 避難所

- ア 新耐震設計基準に基づく耐震性を確保し、津波等での浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。
- イ 小、中学校や公民館、体育施設など、できる限り公共施設を指定すること。
- ウ できる限り歩いて避難できるよう、市内全域に確保すること。
- エ 相当の広さを有し、初動期において少なくともおおむね2㎡あたり1名を収容人数の目安とすること。
- オ 停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備すること。
- カ 被災者が一定期間宿泊滞在することを踏まえ、次の設備等の整備に努める。
 - ・通信機器（防災行政無線の戸別受信機、災害時に優先通話が可能となる特設公衆電話、FAX、公衆無線LAN）
 - ・通信設備（テレビ、FMラジオ）
 - ・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等

- ・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光機、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄
- キ 要配慮者等が避難することにも配慮し、スロープや洋式トイレの設置など施設のバリアフリー化を進めること。

⑥ 福祉避難所

- ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じてホテルや旅館等に対する協力要請、宿泊設備や和室のある公共施設を活用する。
- イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。
- ウ パーティションや救急セット、アルファ化米やおかゆなどの非常用食糧等の備蓄に努めること。
- エ 市社会福祉協議会との協定に基づき、福祉避難所開設時にケアに当たる要員を確保する。

(2) 避難路の安全確保

- 市は、避難所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。
- ア 避難所等へ至る主な経路となる道路については、おおむね8 m以上の幅員を確保し、火災の延焼、浸水、崖崩れ等による危険が及ばないようにする。
- イ 各地区の実情に応じて地域住民と協議を踏まえて定めた「防災減災施設整備計画」に基づき、津波からの迅速な避難に必要な避難路を整備するなどの安全確保対策を講じる。
- ウ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。
- エ 津波被害のおそれのある地域については、海拔表示板や津波避難場所等までの避難誘導サイン等を整備する。

(3) 避難誘導體制の整備

① 避難所の事前周知

- 市は、避難所を指定したときは、以下の方法等により市民に周知徹底を図る。
- ア 標識、誘導標等の設置
- イ 広報いわき、チラシの配布等
- ウ 防災訓練等の実施
- エ 防災マップや津波ハザードマップ等の作成・配布
- オ ホームページへの掲載

② 地域の危険に関する情報の事前周知

- ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 過去の浸水被害の実績及び災害アセスメント調査の結果等を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害等の危険箇所や避難場所等を記した地域ごとのハザードマップを作成し、

住民等に配布して周知を図る。

③ 表示板や誘導サイン等の整備

市は、防災マップ等の作成・配布を通じて避難所等を住民等に周知するほか、避難誘導を円滑に進めるため、避難所表示板等を整備するとともに、適切な維持管理を行う。

特に、東日本大震災における津波浸水区域については、より迅速な避難が可能となるよう、津波避難場所表示板をはじめ、観光施設等を中心に避難場所までの誘導や注意喚起を行うための避難所案内板や避難誘導サイン、さらには、国、県とも連携しながら主要道路等に津波浸水履歴表示板・海拔表示板を整備する。

④ 避難誘導体制の整備

ア 避難の指示が発出された際、市、消防署所、消防団、警察及び自主防災組織等が協力して住民等の避難誘導が行うことができるよう、日ごろから役割分担等について協議し、体制づくりに努める。

イ 避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、民生委員や消防団、自主防災組織等と協力して個別の避難計画を策定する。

ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。

⑤ 避難指示

市長は、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、あらかじめ定めた浸水想定地域の住民等に対し、災対法第60条に基づく避難指示を、また、地震に伴う土砂災害や火災の延焼などにより、住民等の安全のため必要があると認めるときは、危険の切迫度及び避難の状況等に応じて避難指示を発令する。

ア 対象地域の設定

市は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、津波浸水予測区域図及び土砂災害警戒区域図等をもとに避難が必要となる範囲をあらかじめ特定し、関係機関及び住民等に周知する。

イ 避難指示等の情報伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、SNSなどのほか、FM緊急割込み放送、車両広報などにより行う。また、サイレンなど誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。

⑥ 要配慮者への対応

要配慮者の安全確保のため、特に次の事項に配慮する。

ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握

イ 緊急告知機能付きラジオ（防災ラジオ）の貸与や民生委員、自主防災組織等による自宅訪問など早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

(4) 避難所運営体制の整備

① 開設体制

ア 市は、避難所管理に当たる職員を可能な限り施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

イ 市は、避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておく。

ウ 市は、避難施設に非常用食糧や飲料水、災害用トイレ、発動発電機や投光機などの資機材をあらかじめ備蓄しておく。

エ 市は、避難所の開設・運営について、自主防災組織、施設管理者等、地域の住民組織や施設管理者と事前に協議しておく。

オ 避難所及び防災備蓄倉庫の鍵の管理については、施設管理者、地域の代表、支所または地区保健福祉センター（災害対策各地区本部避難所班）が所有し、地域の特性に合わせて避難所の開設が迅速に行うための体制を整備する。

② 運営体制

ア 「避難所運営マニュアル」の整備

大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、平時から避難所ごとに開設、備蓄品の管理、避難所の空間配置の検討などを行い、市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした、市の標準となる運営マニュアルを作成する。

イ 避難所運営体制の整備

運営マニュアルに基づき、避難所の運営を想定した防災訓練等を実施し、施設管理者や自主防災組織等の相互の意識の向上と連携体制の整備を図る。

ウ 要配慮者への対策

- a 避難所内に要配慮者に対して必要なスペースの確保、車椅子用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。
- b 情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字または音声により、聴覚障がい者に対しては文字または手話等による情報提供が行われるよう、体制の整備を図る。
- c 避難所においては、間仕切り（パーティション）やアルファ化米などの非常用食糧、飲料水、衛生用品などを備蓄するほか、市内の流通事業者等の協力を得ながら、食物アレルギーの原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。
- d 重度または軽度の介護が必要であり、避難所での集団生活が困難な要配慮者の避難所として、市内の社会福祉施設等との協定に基づき福祉避難所を整備する。

エ 女性や子育て家庭への配慮

災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性が参加することが望ましい。

市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。

第8節

要配慮者の避難対策

【本庁】危機管理部、市民協働部、保健福祉部、こどもみらい部、都市建設部、教育委員会、消防本部

【支所】地区保健福祉センター

【関係機関】

- ・市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等
- ・社会福祉関係者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等）・県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、消防団、教育施設
- ・（公財）いわき市国際交流協会

1 計画の目的

要配慮者とは、災害時の情報入手や安全な場所への避難など一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいい、具体的には、平時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者、疾病等により行動に制限のある者が対象となるほか、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、旅行者についても、災害時の緊急的な状況において支援が必要となる可能性があることから、必要に応じて対象となる。

要配慮者の中には、災害情報や避難指示等の情報を的確に周知または伝達することができれば、自力での避難が可能な場合も多いことから、市は、地元行政区や自主防災組織、社会福祉関係者等と連携を図りながら、多様な手段を活用してこうした災害情報等を迅速かつ確実に周知または伝達する体制整備に努める。

一方、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（「避難行動要支援者」という。）に対して、市は、災対法の規定に基づき、避難行動要支援者及びその家族等が可能な範囲で災害に備える「自助」と地域住民相互による「共助」、さらには、自主防災組織、市民生・児童委員、市消防団、警察、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、その他市長が必要と認めたもの（以下「避難支援等関係者」という。）等と連携を図りながら、災害情報の周知または伝達、安全な場所への避難誘導を行うとともに、避難先の環境などの状況に応じて、要支援者一人ひとりに合わせた支援を行う体制を確立する。

＜達成目標＞

市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。

避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築や、個別避難計画の策定など、平時の備えを強化する。

市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。

また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

① 要配慮者及び家族の役割

ア 自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。

また、要配慮者の災害時の安全確保のため、日ごろから隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努める。

イ 食料や飲料水、常備薬、必要に応じておむつなどの介助用品の備蓄に努める。

ウ 防災マップや津波ハザードマップ等を活用し、避難所等の確認を行う。

② 地域の役割

市民は、災害時に隣近所での声掛けなど、要配慮者を支援できるように日ごろからコミュニティ内の関係づくりを進める。また、地元行政区や自主防災組織、民生委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、要配慮者の支援体制を確立する。

③ 障がい者を雇用している企業及び関係団体の役割

日ごろから障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努める。

④ ボランティア団体等の役割

要配慮者のニーズに合わせた安全確保体制の整備づくりに協力する。

⑤ 外国人雇用企業、留学生が在籍する大学等及び市国際交流協会など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

外国人関係団体に所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と連携して災害時における効果的な外国人支援に努める。

⑥ 要配慮者利用施設の管理者等の役割

浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ迅速な避難体制の確保を図るため、避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施する。

(2) 市の役割

ア 避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に更新を行うなど適正な管理に努める。

イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体

制の構築に努める。

なお、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りでない。

ウ 同名簿の市外部への公表にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供することができる。

エ 平時から、防災を意識した都市づくり、避難誘導や情報伝達などの体制づくりの中で、要配慮者の安全確保に十分に配慮した対策を講じる。

オ 公的施設を含む社会福祉施設等が、入所者等の安全確保のみならず、要配慮者の避難受け入れなど、安全安心の拠点として機能できるよう、体制や施設機能の整備を行うとともに、在宅の要配慮者についても的確な避難等に対する支援ができるよう、対策を講じる。

カ 避難行動要支援者と避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。

キ 市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討を行う。

3 避難行動要支援者等の範囲

(1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ 指定難病医療費受給者証を所持する者のうち医療処置を受けている者
- カ その他市長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 所属する自治会等名

- カ 電話番号その他の連絡先
- キ 支援者の氏名及び連絡先
- ク 避難支援等を必要とする理由
- ケ 名簿提供同意の有無

(3) 避難支援等関係者の範囲

次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- ア いわき市消防団
- イ 警察機関（いわき中央、東、南警察署）
- ウ いわき市民生・児童委員
- エ いわき市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織または行政区
- カ いわき市地域包括支援センター
- キ その他、市長が必要と認めた者

4 業務の内容

(1) 市の対策

① コミュニティの形成

危機管理部及び各支所は、地元行政区や自主防災組織、民生委員、消防団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。

② 避難行動要支援者名簿の作成

- ア 保健福祉部は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約する。
- イ 保健福祉部は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災対法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事及びその他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

③ 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）から同意を得たうえで、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

④ 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や保健福祉部など関係部局の連携の下、避難支援等の関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものと

なるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

⑤ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

市は限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高いものから個別避難計画を作成することが適当であり、必要に応じ次の点を踏まえ、作成の優先度を判断し作成する。

ア 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）等） ※1

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 ※2

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※1 個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上で危険な場所の周辺に居住する者については、特に優先的に作成する。

※2 心身の状況について、医療機器（人口呼吸器等）用の電源喪失等が命に係わる者については、優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

※3 家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

⑥ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市個別避難計画には、当該避難行動要支援者の名簿の情報に加え、本人等から、家族や避難支援等関係者の情報、緊急時の連絡先、避難にあたっての留意点について情報提供を受け、該当する自主防災組織または行政区、消防団、民生児童委員、災害に応じた避難所等を記載する。

⑦ 適正な情報管理

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。

ア 名簿及び個別避難計画には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。

エ 名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 名簿情報及び個別避難計画情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。

キ 名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

⑧ 名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも半年に1度情報の確認を行うとともに、日ごろから以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。また、名簿を更新したときは、名簿情報を提供している避難支援等関係者にも周知を行う。

ア 自宅等の訪問

避難支援等関係者の協力のもと、定期的に要支援者を訪問して安否確認を行うとともに、近隣住民とのコミュニケーションが図られるよう努める。

イ 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が転入してきた場合、関係部局はその情報を名簿の作成・管理を行う保健福祉部保健福祉課に連絡する。

ウ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が要介護認定等の変更により、新たに要件に該当するようになった場合、また要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

エ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

オ 長期入院等

避難行動要支援者が入院した場合や社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

⑨ 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも半年に1度情報の確認を行い、更新が必要となる判断は以下の具体例のほか、当該避難行動要支援者の個別の事情に応じ実施する。

ア 避難行動要支援者の状態に変動があったとき（転居、心身の状況等）

イ 災害時の情報伝達方法に変動があったとき（緊急連絡先、情報伝達手段等）

ウ 避難誘導の方法等に変動があったとき（避難支援等関係者、避難先、移動手段）

⑩ 情報伝達体制の整備

津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを利用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FAX、市ホームページ、SNS及び、自動電話発信システムなど、多様な情報伝達体制の整備を図る。

また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

⑪ 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は、災害時に避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑫ 訓練の実施

避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて個別避難計画の修正等を行う。

(2) 社会福祉施設等における対策

① 防災計画の策定

災害時に遅滞なく対応するため、施設職員の任務分担や動員体制、保護者への緊急連絡方法、地域との連携等を定める防災計画を各施設が策定し、また、施設間の相互応援・連携の協定等のネットワーク関係を強化する。

② 防災・減災教育、防災訓練

施設管理者や入所者、利用者の防災への理解や関心を高めるための防災・減災教育を定期的実施するとともに、災害発生時の避難等の円滑な行動を目指した防災訓練を実施する。

③ 施設・設備等の安全点検

各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等については、常時安全の点検を行う。
また、乳幼児や高齢者等を長時間保護する必要がある施設では、一定数量の非常用食料等（粉ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしり拭き、衛生用品など）の備蓄に努める。

④ 地域社会との連携

災害発生時の施設入所（通所）者の安全確保や避難を円滑に進められるよう、常に周辺地域社会との連携を密にし、地域住民の協力を得られる体制を整える。

(3) 在宅の要配慮者への支援

① 防災の指導・啓発

市及び介護事業者等は、要配慮者の自宅を訪問する際、防火指導や災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発のほか避難行動要支援者登録制度の周知に努める。

② 緊急通報システムの整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者のいる世帯等を対象として、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、近隣の協力者や民間の警備業者等が状況確認や救援活動を行う「緊急通報システム」の整備及び普及に努める。

③ 避難誘導体制の整備

市は、地元行政区、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに、避難行動要支援者名簿に基づき安否確認を行い、避難誘導する体制を整備する。

④ 住宅の安全性向上

市は、住宅の耐震診断や耐震住宅改修に係る低利融資や補助等を行い、要配慮者の住宅の安全性の向上を図る。

(4) 避難所の設置・運営に関する体制の整備

① 避難所における要配慮者への支援

市は、民生委員や介護事業者、地域包括支援センター、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者への支援体制を整備する。

ア 避難所の管理責任者（災害対策各地区本部避難所班長）は、避難者名簿の作成にあたり、要配慮者の状況把握、安否確認の照会に対応できる体制整備を図る。

イ 避難所においては、要配慮者に対して必要なスペースの確保、車椅子用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 避難所においては、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字または音声により、聴覚障がい者に対しては文字または手話等による情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 小・中学校など主要な避難所においては、間仕切り（パーティション）やアルファ化米などの非常用食糧、飲料水、衛生用品などを備蓄するほか、市内の流通事業者等の協力を得ながら、食物アレルギーの原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備に努める。

なお、発災直後は、こうした対応が困難な場合も予想されることから、要配慮者または家族は、7日分以上の食料や常備薬などを日ごろから備蓄するよう努める。

② 福祉避難所への避難

福祉避難所への避難にあたっては、保健師等が各避難所において要配慮者の状況を勘案してトリアージを行い、市が社会福祉施設等との協定に基づき指定する福祉避難所、または、公共施設等を活用した福祉避難所へ避難させる。

③ 他施設との連携

市は、福祉避難所だけでは要配慮者の受け入れが困難な場合を想定し、社会福祉施設等、旅館やホテルへの収容、市外の医療機関や社会福祉施設への移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

(5) 外国人への対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語などでの情報提供により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

① ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状を的確に把握するとともに、災害時マニュアル・防災マップ等、避難場所、避難標識等の多言語化に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

② 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に地域に住む外国人の参加を呼びかけるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災・減災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。

また、日ごろから県、市国際交流協会及びボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口の開設など外国人支援の体制づくりを行う。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人または家族等の生命および身体安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

第9節

津波災害予防

【本庁】危機管理部、土木部、都市建設部、消防本部

【支所】市民課（総務係、市民福祉係）

【関係機関】県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）

1 計画の目的

市及び関係機関が連携しつつ、沿岸地域において津波災害から住民の生命・安全を守る海岸保全施設等の整備・改修、避難体制の整備、津波警報等の情報伝達体制の確立、津波避難訓練の実施並びに津波に関する知識の普及啓発などハード・ソフト両面での対策を実施することにより、津波被害の軽減を図る。

<達成目標>

市は、沿岸地域の想定津波浸水区域や浸水実績等に基づき、適切な津波避難場所及び避難路、緊急的・一時的な避難のための津波避難ビル等を指定する。指定した避難場所・避難路等については、「津波ハザードマップ」等の作成・配布や避難訓練等を通じて住民に対し十分な周知を行う。

また、行政区や自主防災組織等、地域住民を主体とした地域ごとの津波避難計画を策定するなど、住民等の安全な避難誘導體制を整える。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

市民は、日ごろから市が作成する津波ハザードマップ等により津波に関する地域の危険性を認識し、津波避難場所及び避難路等を把握するとともに、津波避難訓練への積極的な参加に努める。

(2) 県、市及び関係機関（警察、消防等）の役割

東日本大震災における津波被害を踏まえ、被害を最小限にするための防護施設や防潮堤など海岸保全施設等の整備、津波警報等や避難指示の情報伝達体制の多重化、地域の特性に合わせた避難計画の策定などハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる。

(3) 業務の内容

① 津波浸水予想地域対策

市は、東日本大震災における津波浸水の実績等も踏まえた津波シミュレーションの結果に基づき、津波浸水予想区域等を記載した津波ハザードマップを更新整備し、区域内

及び周辺の住民や事業所に配布するとともに、津波浸水履歴表示板や海拔表示板などを整備し、周知に努める。

② 津波避難計画の策定

市は、東日本大震災における津波の実態と、津波シミュレーションの結果等を踏まえ、浸水予想区域からの住民等の迅速な避難を可能にするため、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の選定、避難方法などを含めた避難計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第6条第2項の規定に基づき、推進地域内で不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、津波避難対策を記した対策計画を作成・届け出を行う。

③ 情報伝達体制の整備

ア 市及び関係機関は、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等に対し、津波警報等や避難指示を確実かつ迅速に周知または伝達するため、相互に連携して情報伝達手段の整備・点検及び夜間・休日を含めた住民等への情報伝達体制の整備を行う。

イ 県及び市は、沿岸監視カメラの設置など津波監視体制の整備充実を図る。

④ 津波情報等の伝達方法

ア 防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）

J－A L E R T（全国瞬時警報システム）と連動し、気象庁から津波警報等が発表されると、防災行政無線が自動起動し、サイレン吹鳴及び合成音声により情報が伝達される。その後、手動により津波の到達予想時刻や高さ、市長の避難指示を肉声で伝達することとなる。

イ 消防サイレン

沿岸部の消防署所においてサイレン吹鳴を行う。

ウ 携帯電話のメール

携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能や防災メールは、J－A L E R Tと連動しており、市内の在住者または防災メールの登録者へ瞬時に津波警報等や避難指示等が伝達されることとなる。

エ FMいわきにおける緊急割込み放送

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、津波警報等や避難指示などの緊急情報を電話または防災行政無線を経由してFMいわきに緊急割込み放送が実施される。なお、緊急情報自動起動付きFMラジオ（防災ラジオ）を所有している場合は、自動起動し放送を聞くことが可能となる。

オ 消防車両による車両広報

⑤ 防護施設・防潮堤等の整備

ア 海岸施設の整備

沿岸部市街地においては、東日本大震災からの復興事業の一環として、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地の整備を中心とした防護施設の整備が行われており、国、県と市が一体

となり、この早期整備を推進する。

イ 防潮林（保安林）の再生・整備

これら海岸施設の整備と同時に、塩害防備林の機能も持つ防潮林（保安林）の再生・整備を計画的に進める。

⑥ 津波避難場所等の指定・整備

ア 市は、津波による災害発生が予想される地域において、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の指定及び避難路の整備を進める。

イ 安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な3階建て以上の建物を緊急・一時的な避難施設として津波避難ビルに指定する。

ウ 旅客航路事業者その他海岸付近に存在する施設の管理者は、津波発生のおそれがある場合における利用客等の避難誘導や施設の利用制限の体制を予め整えておく。

⑦ 津波避難場所表示板等の整備

ア 市は、沿岸地域の住民や観光客等の迅速かつ円滑な避難誘導を行うため、沿岸地域の津波浸水想定区域に津波避難場所表示板をはじめ、観光施設等を中心に避難場所までの誘導や注意喚起を行うための避難所案内板や避難誘導サイン、さらには、国、県とも連携しながら、主要道路等に津波浸水履歴表示板や海拔表示板を整備する。

イ 観光地や海水浴場などには、観光客への周知を図るため、避難場所等案内板を整備する。

ウ これら表示板等の整備に当たっては、「市公共標識整備基準」に基づき、英語による表記を併せて行う。

⑧ 要配慮者の事前避難準備

要配慮者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき、避難支援等関係者や近隣者等を含めた避難指示等の連絡方法や避難支援体制を整備する。

⑨ 津波に関する知識の普及

本市の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識と併せて、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報など、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事、さらには必要な市民への広報活動を通じ、市は普及啓発を図るものとする。

ア 津波防災啓発

三陸地方に伝わる「津波てんでんこ」のように、津波災害から身を守るためには、個人の避難行動が重要となるため、国、県及び市は、津波の危険性、津波警報等や避難指

示の発表・発令時にとるべき避難行動などに関し、市民に対し継続して啓発に努める。

イ 津波避難訓練の実施

市及び関係機関は、津波発生時の被害軽減のため、相互に協力して津波警報等や避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を定期的に行う。その際、住民、学校、観光客、漁港・港湾関係者、公共交通機関等幅広い参加を促すものとし、特に、要配慮者及び避難支援等関係者の参加についても配慮する。

ウ 震災語り部の育成

市は、東日本大震災の津波被害を後世に語り伝えるため、震災当時の状況等を説明する「震災語り部」の育成に努めるとともに、学校や公民館における防災・減災教育等において積極的に語り部を活用するなど、震災の教訓を風化させないための取組みを推進する。

⑩ 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定

市は、県が津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波災害警戒区域等を指定した場合は、住宅等の建築を制限するとともに、耐震化など必要な措置を講じるよう指導する。

第10節

救急・救助体制の整備

【本庁】消防本部、医療センター

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部、保健福祉部、県立医科大学）、警察本部
- ・ （一社）いわき市医師会、（一社）いわき市病院協議会、日本赤十字社、医療器材業者

1 計画の目的

地震発生時の家屋の倒壊、火災等により同時多発する被災者に対し、救急・救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急・救助体制を整備する。

また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うための体制整備を図る。

＜達成目標＞

消防本部は、消防力の整備指針に基づいた自らが定める計画に基づき、車両等の資機材・消防吏員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

また、地元行政区や自主防災組織が行う防災訓練を支援し、市民に対する防災意識の啓発に努める。

県警察本部は、迅速、的確な警察活動を実施するための体制及び車両等の装備資機材の整備充実を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、平時から地元行政区等における協力体制を育み、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

また、救命率の向上を図るため、救急隊が到着するまでの間に現場に居合わせた住民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう、自主防災組織が定期的実施する防災訓練等の中で、心肺蘇生法や止血法などの救命講習を積極的に実施するなどにより、応急手当等の知識・技能の習得に努める。

② 医療機関及び医療関係団体等の役割

医療機関及び医療関係団体等は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受け入れや医療従事者の確保対策に努めるほか、医療器材や医薬品の確保に努める。

(2) 県の役割

- ア 救急医療連絡体制の確立（災害拠点病院の指定等）
- イ 救急救命士の救命技術の高度化
- ウ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- エ 医療器材等の供給に係る協定締結
- オ 福島県消防防災ヘリコプターの運用に係る連絡体制等の確立

(3) 防災関係機関の役割

災害時には、医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、市、医療機関や市医師会、市歯科医師会、市病院協議会、市薬剤師会などの医療関係団体等が連携できるよう、平時から情報の共有を図り、協力体制の確立に努める。

(4) 市の役割

災害発生時の救助活動、救急搬送について、地域住民、自主防災組織及び消防団等が連携して活動できるように体制整備に努める。

① 市の対策

救助隊員、救急隊員の資質の向上に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車や救助救急資機材の整備及び救急救命士の養成を図る。

また、同時多発火災が発生した場合を想定した救出体制を検討しておく。

ア 消防団の対策

消防団は、地震発生時における初動体制組織となることから、団員の参集体制の整備を図るとともに、簡易救出器具等を有効に活用し、地域住民と協力して救急・救助活動を行えるよう、体制の確保に努める。

イ 消防団員の確保及び充実

消防力の整備指針（平成20年3月改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

ウ 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

エ 消防力の整備

消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

オ 自主防災組織の育成

発災直後の初動期において、自主防災組織が消防団等と連携しながら住民の救出救助、避難誘導等を行うことができるよう、定期的に訓練を実施するとともに、自主防災組織が救出救助等に係る資機材を整備する際の支援を行う。

また、地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、防災士の資格取得を積極的に支援するとともに、市役所出前講座や公民館等における市民講座の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。

カ 自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、同組織が自ら実施する防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

② 市職員の対策

市は、応急対策に従事する市職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助訓練、応急手当方法の知識、技術の習得のため講習等を行い、災害対応力の強化を図る。

③ 救急・救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を警察、防災関係機関と予め協議しておく。

④ 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を図る。

⑤ 医療機関との連携体制

同時多発する救急搬送の受け入れ体制について、事前に医療機関と協議するとともに、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、市医師会や病院協議会等との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

ウ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社福島県支部、市医師会、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

⑥ 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行うことができるよう体制を整備する。

⑦ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊いわき市受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受け入れ及び的確な活動指揮を行うための体制を整備する。

⑧ 要配慮者への対策

要配慮者が災害発生時に被害を受けるケースが多いことから、市は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう、避難行動要支援者登録制度の普及に努めるとともに、登録者本人の同意のもと、避難支援等関係者との間で情報共有に努めるなど、救急・救助体制の構築に努める。

第11節

医療救護体制の整備

【本庁】保健福祉部、医療センター 【支所】地区保健福祉センター

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部）
- ・ 医療機関、（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市薬剤師会、（一社）いわき市病院協議会、日本赤十字社福島県支部

1 計画の目的

大規模災害が発生した場合は、交通網や通信網、ライフラインの途絶などにより医療機関の機能停止または不足が予想されることから、市民の生命、健康を守るため、医療機関及び医療関係団体と連携を図りながら、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

<達成目標>

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資器材の確保、医師等の派遣体制の整備を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬、おくすり手帳を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

② 企業等事業所、学校等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体の役割

医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

a 病院

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、独自の災害対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

災害対応マニュアルには、次の事項を盛り込む。

- ・ 災害対策委員会の設置
- ・ 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等・支援協力病院の確保等）
- ・ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

- ・ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- ・ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- ・ 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- ・ その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

b 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院に準じて災害対応マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき訓練を行う。

c 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じた対応マニュアルを作成する。

イ 災害拠点病院

災害拠点病院には、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）をただちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

a 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、県立医科大学が指定されており、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受け入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

同病院は、災害時の患者受け入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

b 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、2次医療圏ごとに指定されており、本市では、医療センターが指定されている。同病院は、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受け入れ及び医療救護班の派遣等を行うこととなることから、災害時の患者受け入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。

(2) 県の役割

ア 市が行う医療・救護体制の確立について協力するとともに、災害拠点病院の整備、DMATや医療救護班の編成計画の策定など後方支援体制の確立を図る。

イ 福島県医薬品卸組合や福島県医療機器販売業協会の協力のもと、災害時の救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図る。

(3) 市の役割

① 医療救護体制の整備

市は、災害から市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。

ア 救護所設置施設の指定

市は、主要な避難所等に救護所を設置した場合は、さまざまな広報手段を活用して住民に周知する。

イ 医師等の派遣体制の整備

市は、市医師会と協議し、救護所を開設した際の医師の派遣体制について定める。

市は、市医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

ウ 救護所施設の整備

市は、救護所が開設された際に医療救護活動が円滑に行われるよう施設の整備を行うとともに、応急措置に必要な資器材の備蓄に努める。

エ 病院体制の整備

病院は、この計画を踏まえて災害時医療体制を整備するとともに、定期的に防災訓練等を行い地震に備えるよう努める。

オ 医療救護資器材の確保等

市は、市医師会等と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、市薬剤師会と薬剤師の派遣、福島薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議する。

カ 医療救護体制の方針

- a 市は、大規模地震発生時における最悪の事態、状況を想定して体制を確立する。
- b 市は、医療救護計画が円滑に機能するよう、住民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- c 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- d 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

② 要配慮者への対策

要配慮者が災害発生時に被害を受けるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制整備に努める。

第12節 給水体制の整備

【本庁】危機管理部、市民協働部、水道局

【関係機関】いわき市管工事協同組合など

1 計画の目的

大規模地震等による水道施設の被害を最小限に抑え、早期復旧を図るための水道施設の強化等の施策と合わせて、断減水期間に市民に必要な最小限の給水を行えるよう、応急飲料水の確保や給水体制の整備を図る。

<達成目標>

市民は、発災後3日間に必要な飲料水は、自ら確保するよう努める。

市は、断減水期間中に円滑に給水活動が行えるよう、給水車、給水用資機材等の整備を行うほか、避難所等に飲料水の備蓄、非常用水栓の設置などにより、応急飲料水を確保する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

発災後3日間に必要な飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）を自ら確保するとともに、応急給水用の容器等の備蓄に努める。

② 企業等事業所、学校等の役割

ア 事業所は、事業活動に必要な用水、従業員の1日分に相当する飲料水の備蓄または確保に努める。

イ 避難所となる学校等には、飲料水ペットボトルや応急給水用の容器等を備蓄するとともに、受水槽への非常用水栓の設置などにより飲料水を確保する。

(2) 市の役割

① 飲料水の確保

ア 防災用井戸の把握

初期応急飲料水等の確保対策として、災害時に使用可能な井戸等の把握に努める。なお、水質検査により飲用に不適合と判定された場合は生活用水として活用する。

イ 耐震性貯水槽の整備等

公園、学校、公民館などを中心に、耐震性貯水槽が配置されている。今後も災害時に必要な施設の維持管理を行う。

ウ 管路の耐震化等

配水池など水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震管による管路の改良やバイパスルートの確保などにより、災害に強い給水体制を構築する。

(3) 市の役割（市民協働部）

① 未給水区域への対応

災害時における連絡体制や応急給水体制の確保など未給水区域への対応方法について定めておく。

② 給水用資機材の確保

ア 給水車の配備

災害時の飲料水の確保、給水対策のため、給水車の確保、整備を行う。なお、給水車は渇水対策としても活用されるものであるため、平時から業務や防災訓練等において活用し、点検・維持管理を兼ねた運用に努める。

イ その他資機材の確保

日ごろから給配水連絡管など応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるほか、必要に応じて簡易貯水槽（1 m³）、飲料水袋、簡易ろ過機等の給水用資機材の配備を行う。

ウ 飲料用ペットボトル等の備蓄

避難所となる小・中学校等に飲料用ペットボトルや応急給水用の容器を備蓄する。

③ 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順等を策定するとともに、従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

④ 緊急時協力体制の整備

ア 県や周辺市町村等との間で、災害時における給水体制等について協議を行い、相互協力体制を確立するほか、日本水道協会東北地方支部、中核市や友好都市等との応援協定に基づき、災害時の協力体制等について協議を行う。

イ 水道施設が損壊した場合に、速やかに復旧して飲料水の供給を図るために、隣接市町村及び土木建設事業者、電気計装事業者と応援協定の締結を促進するとともに、既存の応援協定についても随時見直しを行い、災害時の応急復旧体制を強化する。

⑤ 防災広報活動

ア 住民に対し、防災体制、3日分の飲料水の確保（1人あたり1日3ℓを目安）、衛生対策等留意事項について広報いわきなどにより広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 地元行政区や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し共同訓練等により防災活動の研修を充実させるなど、緊急時における給水活動の担い手としての役割を明確にするように努める。

ウ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報に努める。

第13節

道路・橋梁・トンネル等の災害予防

【本庁】市民協働部、生活環境部、農林水産部、土木部、都市建設部、水道局

【支所】経済土木課

【関係機関】

- ・ 県（土木部、いわき建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 国（磐城国道事務所）
- ・ 東日本高速道路㈱
- ・ 道路占用者（通信事業所、電力事業所、ガス事業所等）
- ・ 協定締結先団体等

1 計画の目的

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要である。

道路管理者は、地震に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

＜達成目標＞

国、県及び市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握するとともに、必要に応じて耐震補強工事等を実施する。

2 各主体の責務

(1) 各道路管理者の役割

① 道路施設の整備・強化

ア 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、耐震補強工事等が必要な箇所は速やかに対策を実施する。

イ 道路付属施設

法面、盛土、排水施設、道路案内標識、街路樹等の日常点検を強化するとともに、老朽施設の修繕や更新など適切な対策を実施する。

② 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、監視カメラ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進するとともに、道路の応急復旧に係る指揮・命令系統の体制を整備する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

災害時応援協定を締結しているいわき市建設業協同組合等の関係業界などは、被災時の迅速かつ的確な応急復旧等に備えるため、情報連絡体制の確立、応急復旧のための人員確保、資機材の備蓄等を行う。

ウ 道路通行規制

被災状況を迅速に把握して関係機関へ周知するとともに、円滑に通行規制等を実施するための体制整備を図る。

(2) 交通管理者（警察）の役割

地震発生時の交通障害を防止するため、信号機等に必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(3) 道路占有者の役割

地震発生時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占有者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

(4) 緊急輸送路等の指定

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、県地域防災計画において緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場等が定められている。

市内の指定状況について、ここでは緊急輸送路について記載し、その他については、資料編に記載する。

① 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線である。

種 別	路 線 名	区 間
国道	6 号 4 9 号 2 8 9 号	茨城県境～宮城県境 国道 6 号～新潟県境 国道 6 号～国道 2 5 2 号
高速自動車道	常磐自動車道 磐越自動車道	茨城県境～宮城県境 いわき J C T～新潟県境
主要地方道	小名浜平線	小名浜港線～国道 6 号常磐 B P
臨港道路	小名浜臨港道路	臨港道路 5・6 号ふ頭内線～臨港道路 1 号渚地区～国道 6 号

② 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線である。

種 別	路 線 名	区 間
国道	3 9 9 号	国道 6 号～小野四倉線
主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道 6 号常磐 B P～国道 6 号 常磐勿来線～国道 399 線 国道 2 8 9 号～常磐勿来線 国道 6 号～常磐自動車道四倉 I C いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道 2 8 9 号～日立いわき線
一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所
いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線 田町・三崎線 小太郎町・尼子町線 長尾・仲山線 十五町目・若葉台線 久保・下矢田線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道 6 号～常磐勿来線 国道 49 号～福島労災病院 N T T 東日本いわき支店を結ぶ 松村総合病院を結ぶ 市営平球場を結ぶ 国道 6 号～国道 6 号バイパス 江名常磐線～かしま病院
臨港道路	小名浜臨港道路	幹線道路 2 号線 (小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所)

③ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	勿来浅川線 小野四倉線 小名浜四倉線 小野四倉線	旅人勿来線～いわき市役所田人支所 国道6号～いわき市役所四倉支所 国道6号～小名浜消防署 国道399号～いわき市役所川前支所
一般県道	小川・赤井平線 旅人勿来線 甲塚古墳線 高久鹿島線 白岩久之浜線 四倉久之浜線	国道399号～いわき市役所小川支所 いわき上三坂小野線～勿来浅川線 東北電力ネットワーク(株)いわき電力センターを結ぶ 小名浜平線～県立いわき公園 国道6号(久之浜B.P.)～四倉久之浜線 白岩久之浜線～いわき市道(いわき市役所久之浜・大久支所)
いわき市道	三函・吹谷線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 南荒蒔・中町線、北 荒蒔・後原線 傾城・川平線、日渡・ 長槻線 上荒川・台山線 川部・錦線	いわき石川線～いわき市役所常磐支所 いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号～いわき市役所好間支所 四倉久之浜線～いわき市役所久之浜・大久支所 いわき・上三坂・小野線(旧国道6号) 国道49号～21世紀の森公園 呉羽総合病院を結ぶ

④ その他の緊急復旧道路の指定

市は、上記の緊急輸送路のほか、次の各施設を結ぶ路線のうちから緊急復旧道路を指定する。

ア 市役所(本庁舎、支所)、警察署、消防署、病院等の主要な公共施設

イ 避難所、物資集配拠点施設(21世紀の森公園、総合体育館、いわき平競輪場)

ウ 港、ヘリコプター臨時離着陸場

第14節

港湾・漁港施設の災害予防

【実施主体】国（小名浜港湾事務所）、県（小名浜港湾建設事務所）

【本庁】危機管理部、産業振興部、都市建設部

【関係機関】

・企業等事業所

1 計画の目的

国及び県は、地震や津波による被害発生を防止するため、港湾法、その他関係法令の定めるところにより、小名浜港の港湾施設や漁港施設の整備を計画的に行う。

<達成目標>

県は、地震の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、国と連携しながら施設整備を計画的に行う。また、点検等により施設状況を定期的に把握するとともに、災害予防のため必要な維持補修を実施する。

市は、観光客等の安全を確保するため、津波避難場所や食料等の備蓄など防災拠点の機能を有する背後地の開発事業を実施し、港湾・漁港地域の防災機能の強化に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 企業等事業所の役割

港湾・漁港内にある企業等事業所は、地震発生に備え緊急時の避難や防災活動が円滑に行われるよう、関係機関、企業相互の協力体制、情報、連絡系統を確立する。

(2) 県の役割

① 防災体制の確立

ア 小名浜港湾建設事務所は、地震災害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等のための迅速で的確な連携に備え、平時より国土交通省小名浜港湾事務所や(一社)福島県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部など関係機関との情報の連絡体制を確立する。

② 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、緊急輸送ネットワークの結節点として耐震強化岸壁を港湾計画に位置づけ、施設整備に努める。

③ 物資保管場所等の確保

港は、災害などの緊急時に物資の輸送基地や保管場所としての役割が求められることから、関係者との連絡体制を確認しておく。

④ 輸送ルートの確保

小名浜港に届いた緊急物資の輸送ルートを確保するため、小名浜道路等の早期整備に努めるとともに、港湾道路の応急復旧に係る資機材等や人材を確保するため、関係業界等との連絡体制を確認しておく。

(3) 市の役割

小名浜港背後地の再開発にあたっては、アクアマリンパークを訪れる観光客や港湾関係者の安全確保を図るため、津波避難場所としての機能や食料等の備蓄を行うなど、防災拠点としての機能確保に努めるとともに、避難所案内板等の設置などにより、観光客等の避難誘導の支援に努める。

第15節

土砂災害等の予防

【本庁】危機管理部、農林水産部、土木部、都市建設部

【支所】各支所

【関係機関】

- ・ 県（土木部、農林水産部、いわき建設事務所、いわき農林事務所）
- ・ 磐城森林管理署
- ・ 治山防災ヘルパー、福島県砂防ボランティア協会、治山ボランティアセンター
- ・ （一社）福島県建設業協会、いわき市建設業協同組合

1 計画の目的

市内には、地すべりやがけ崩れなどの危険箇所が点在しており、大規模な地震が起これば地盤災害により、人命、家屋、道路等の被害が発生するおそれがある。

地震による土砂災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、その後の余震、降雨などの自然現象により発生または拡大する二次的災害がある。

地震による被害の大きさは、地盤の特性や地形等が大きな要素を占めており、地震による被害を予防または軽減するためには、地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の支援特性や災害特性に適した土地利用を計画的に進める必要がある。

このため、適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施する。

＜達成目標＞

国・県は、地震発生に伴う地すべり・がけ崩れ等の土砂災害等を防止するため、急傾斜地の崩壊・土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施するとともに、危険箇所における必要な災害防止策を実施する。

市は、県と連携を図りながら土砂災害危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。また、関係法令に基づき宅地造成等に対する規制を行うなど造成地の災害予防対策を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業の役割

① 市民の役割

- ア 平時から土砂災害等の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。
- イ 地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したときは、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で水が亀裂に浸入しないように土で亀裂を塞いだりシートを張るなどの対策に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応を適切に行うことができるように、自主防災組織を中心に避難訓練等の実施に努める。

③ 企業等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適合でない区域を開発計画には含めないようにする。

(2) 国・県の役割

- ア 地すべり対策事業の実施
- イ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ウ 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知
- エ 情報伝達体制の整備
- オ 住宅の移転促進
- カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
 - a 基礎調査の実施
 - b 土砂災害警戒区域の指定
 - c 土砂災害特別警戒区域における対策
- キ 地すべり防止区域の巡視業務委託
- ク 専門技術ボランティア等の活用
 - a 治山防災ヘルパーの活用
 - b 砂防・治山ボランティアとの連携
- ケ 二次災害の予防
 - a 土砂災害危険箇所等の調査点検
 - b 土砂災害危険箇所等の応急対策
 - c 二次的な土砂災害への対策

(3) 防災関係機関の役割

いわき市建設業協同組合は、災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(4) 市の役割

- ア 地すべり、がけ崩れ等の危険箇所の把握
- イ 土砂災害警戒区域等の周知
- ウ 宅地造成地等に係る災害予防対策の実施
- エ 国や県との連携による地盤の液状化現象の調査研究
- オ 二次的な土砂災害への対策
 - ・ 国、県との連携による地震発生後の監視体制の強化

3 業務の内容

(1) 土石流災害予防対策

① 県の役割

ア 土木部

地震やその後の降雨に伴う土石流による災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、土石流危険渓流や土石流危険区域、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。

また、土石流災害による被害を軽減するため、土石流に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、市と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

砂防施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難所や避難路等、病院、介護施設等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化する。

イ 農林水産部

市に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生するおそれがあると想定される集落等に近接する危険渓流について、治山事業の促進を図る。

② 市の役割

- ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された地域の図面や円滑な避難のための緊急連絡網を作成し、住民に周知徹底を図る。
- イ 地震発生時にはできる限り速やかに同区域から避難するよう、日ごろから住民に周知するなど防災措置について指導・助言に努める。
- ウ 土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、ハザードマップ等を配布するとともに、地域と協議のうえ避難情報等を確実に伝達する体制を構築する。

(2) 地すべり災害予防対策

① 県の役割

ア 土木部

地震やその後の降雨に伴う地すべりによる災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。また、地すべり災害による被害を軽減するため、地すべりに関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、市と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。地すべり防止施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難所や避難路等の防火施設や病院、介護施設等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化する。

イ 農林水産部

急峻な地形と脆弱な地質により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。

② 市の役割

ア 土砂災害警戒区域指定に係る対応と同様、県と連携しながら、対象地域の図面や円滑な避難のための緊急連絡網を作成し、住民に周知徹底を図る。

イ 土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、ハザードマップ等を配布するとともに、避難情報等を確実に伝達する体制を構築する。

(3) 急傾斜地災害予防対策

① 県の役割

ア 土木部

地震やその後の降雨に伴うがけ崩れによる災害から市民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、市に対し、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。また、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、急傾斜地の崩落に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、市と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。急傾斜地崩壊施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難場所や避難路等の防火施設や病院、介護施設等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防施設については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

イ 農林水産部

市に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

② 市の役割

ア 土砂災害警戒区域指定に係る対応と同様、県と連携しながら、対象地域の図面や円滑な避難のための緊急連絡網を作成し、住民に周知徹底を図る。

イ 土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、ハザードマップ等を配布するとともに、避難情報等を確実に伝達する体制を構築する。

(4) 二次災害予防対策

県（土木部、農林水産部）及び市は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、市は、危険性が高いと判断された箇所については、警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等について検討する。

(5) 造成地の災害予防対策

① 市の役割

ア 造成地における基準等

a 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

b 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講じる。

c 軟弱地盤の改良

宅地造成を行う土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

d 消防水利の設置

宅地造成地内は、必要に応じて消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

e 小規模な造成地の取扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

イ 民有地における崩落防止工事の実施

所有者が家屋の安全確保のための対策を実施すべきものであるが、特別な条件を有する場合は、国庫補助等により崩落防止工事が実施されるため、関係機関等と連携を図りながら実施促進を図る。

(6) 液状化災害予防対策

① 県（土木部）の役割

個人住宅等の小規模建築物について、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図る。

② 市の役割

ア 地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、震災シミュレーション等を参考にして液状化対策の推進に努める。

イ 公共施設等の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

③ 企業等の役割

開発事業者は、大規模開発にあたり国、県及び市と十分な連絡調整を図る。

(7) 要配慮者への対応

要配慮者が災害発生時に被害を受けるケースが多いことから、市は、要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、避難行動要支援者登録制度の普及に努めるとともに、登録者本人の同意のもと、避難支援等関係者との間で情報共有に努める。また、要配慮者を対象とした避難訓練等を実施し、災害時の避難誘導方法等について共通認識を図る。

第16節

河川・海岸の災害予防

【本庁】危機管理部、生活環境部、農林水産部、土木部

【支所】市民課又は総務係、市民福祉係、市民係、経済土木課

【関係機関】

- ・ 県（土木部、農林水産部、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）
- ・ （一社）福島県建設業協会、いわき市建設業協同組合、協定締結団体等

1 計画の目的

地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

＜達成目標＞

県及び市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。

また、市は、防災行政無線などの情報伝達手段の整備や、津波ハザードマップの作成、配布等により浸水危険箇所を住民へ周知するとともに、定期的に津波避難訓練等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ連絡する。

また、地震・津波発生時に迅速かつ的確に避難できるよう、平時から避難経路や避難場所・避難所について確認しておくとともに、地域内の要配慮者の把握及び避難方法等の確認に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応を適切に行うことができるように、自主防災組織を中心として地震・津波災害を想定した避難訓練等の実施に努める。

③ 企業等事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(2) 県の役割

① 河川管理施設等の災害予防

- ア 施設点検、耐震性の強化
- イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備
- ウ 水門の整備設置及び遠隔操作システムの導入
- エ 防災体制等の整備

② ダム施設

- ア 施設点検、耐震性の強化
- イ ダム管理体制の整備

③ 海岸保全区域の整備・改修

- ア 東日本大震災を踏まえた海岸保全施設の整備（堤防のかさ上げ、防災緑地の整備等）
- イ 施設点検、耐震性の確保
- ウ 災害危険箇所の調査、整備

(3) 市の役割

① 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川、農業用施設）

- ア 施設点検、耐震性の強化
 - a 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
 - b 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。
- イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備
- ウ 水門の整備設置及び遠隔操作システムの導入
- エ 防災体制等の整備
 - a 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
 - b 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

② 津波警報等や避難指示の伝達手段の整備

災害アセスメント調査の結果等を踏まえ、津波の河川溯上により浸水の恐れがある地域を対象として、防災行政無線の屋外拡声子局を増設するほか、防災マップや津波ハザードマップを配付するなどにより、住民の早期避難を支援する体制構築に努める。また、これらの伝達手段を活用して定期的に津波災害を想定した避難訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚に努める。

③ 要配慮者への対策

要配慮者が災害発生時に被害を受けるケースが多いことから、市は、要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、避難行動要支援者登録制度の普及に努めるとともに、登録者本人の同意のもと、避難支援等関係者との間で情報共有に努める。また、要配慮者を対象とした避難訓練等を実施し、災害時の避難誘導方法等について共通認識を図る。

第17節

農地・農業用施設等の災害予防

【本庁】農林水産部

【関係機関】

- ・ 県（農林水産部、いわき農林事務所）
- ・ 土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、福島県土地改良事業団体連合会

1 計画の目的

農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

＜達成目標＞

各施設管理者は、地震による被害軽減のために平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い、安全を確保する。

用排水施設管理者は、地震活動及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

市は、ため池マップやため池ハザードマップの配布等により、浸水想定区域や避難場所、緊急時の連絡先について住民に対し周知する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

市民は、市が配布するため池ハザードマップ等により、ため池の決壊等により浸水する恐れがある区域を日ごろから認識し、避難場所や避難経路等を把握するよう努める。

(2) 市の役割

① 土地改良区等との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等への情報伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 避難情報の周知

ア 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼす恐れのある「防災重点ため池」及び「特定農業用ため池」について円滑な避難を確保するため、ため池ハザードマップを配布するなど、住民への周知に努める。

イ 要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、避難行動要支援者登録制度の普及に努める。また、地域と協議のうえ、避難情報等が確実に伝わる体制を整備する。

③ 農業施設の防災措置

ア 老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水や決壊による被害を防止するため、定期点検や施設の維持改修などを行う。

イ 農業用水利基幹施設（農業用河川工作物・排水機場）及び農業用排水路施設の危険箇所を把握するとともに、緊急性の高い地区から改良を進める。

ウ ハウスなど農業用施設について、施設管理者に対し、被害を最小限にするための補強等について指導する。

④ 被害状況の把握

土地改良区等と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

⑤ 応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 被害状況の把握

市と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

③ 応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

第18節

建築物等の災害予防

【本庁】各部等 【支所】各支所

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部、総務部、土木部）、県教育委員会、警察本部
- ・ 市民、企業等事業所、学校、病院、社会福祉施設

1 計画の目的

地震によって建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、公共施設等は震災時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、耐震性及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努める。

また、民間の建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努める。

＜達成目標＞

建物の減災対策を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながることから、市民に対し、耐震診断や耐震改修に係る補助制度、融資制度を周知し、耐災率を向上させる。

また、庁舎や小・中学校等の校舎、体育館、公民館など多くの市民が利用し、避難所にもなる公共施設の適切な維持管理を行い、安心して避難できる環境づくりを進める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に耐震化や二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

② 地域の役割

地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握する。

③ 企業等事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 県の役割

① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
- イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等と連携し、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(3) 市の役割

① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 災害対策本部が設置される施設（本庁舎または消防本部）
- イ 医療救護活動の施設（病院）
- ウ 応急対策活動の施設（消防署、東分庁舎、支所及び文化センター、総合保健福祉センター）
- エ 避難所となる施設（学校、体育館等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）

② 防災対策

①に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策に努める。

ア 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。庁舎をはじめ、公共施設は多くの市民が利用することから、計画的に改善するよう努める。

イ 公共施設の安全確保

庁舎をはじめ、公共施設は多くの市民が利用することから、施設管理者は、以下の防災対策を実施し、防災機能の強化に努める。

また、建物の改築等にあたっては、防災の観点から以下の設備を整備するよう努める。

- a 再生可能エネルギー等を活用した非常電源設備
- b 耐震性貯水槽など飲料水確保のための設備
- c 非常用排水設備または排水槽
- d 防災行政無線（移動系、戸別受信機）
- e 防災備蓄倉庫及び資機材
- f 要配慮者に配慮した施設、設備の整備
- g 避難所における特設公衆電話や公衆無線LANなどの通信手段
- h 臨時ヘリポート

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、法令点検等の台帳、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検に努めるとともに、建設時の図面等の整理保管に努める。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引き

③ 建築物等に対する指導等

市は、建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について指導・助言に努める。

- ア 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

④ 一般建築物の災害予防

建築物全般及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法等の技術基準により安全の確保が図られ、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われる等、さらにその実効性が高められてきたが、新耐震基準施行以前の建築物については、現行法の耐震性が満たされていない場合もある。

ア 相談等

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の指導・助言に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- b 新耐震基準施行以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、改修等
- c 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- d ブロック塀等(石碑を含む)の倒壊を防止するための安全確保

イ がけ地等における安全立地についての指導

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、または宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導を行う。

⑤ 被災建築物の応急危険度判定業務の体制整備

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保、注意を喚起するため、市は、福島県建築士会いわき支部等と協定を締結するなどにより、災害時に建物の応急危険度判定を円滑に実施できる体制の整備に努める。

⑥ 被災宅地の危険度判定業務の体制整備

被災した宅地の亀裂等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全確保、注意を喚起するため、市は、災害宅地の危険度判定を円滑に実施できる体制の整備に努める。

⑦ 要配慮者への対応

ア 避難所に指定する防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者の受け入れに対応できる施設、設備を整備する。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

第19節

鉄道事業者の災害予防

【実施主体】東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、福島臨海鉄道(株)

【本庁】危機管理部、都市建設部、消防本部

【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係

1 計画の目的

東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、福島臨海鉄道(株)（以下、「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保し、支援物資等の緊急輸送の役割を果たすため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

<達成目標>

鉄道事業者は、施設の保守管理等の補強、取替等の計画を定め、防災・減災対策に取り組むとともに、県・市との緊急な連絡体制及び部内機関相互間の情報伝達を定め、必要な訓練を実施する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 各鉄道事業者の役割

① 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

② 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

a 防災関係機関、県や市との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。

- ・緊急連絡用電話
- ・指令専用電話
- ・FAX
- ・列車無線
- ・携帯無線機等

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災・減災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災・減災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- a 災害発生時の旅客の案内
- b 避難誘導等混乱防止対策
- c 緊急時の通信確保・利用方法
- d 旅客対策等
- e 関係者の非常参集

③ 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の保有状況等を確認しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

④ 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(2) 市の役割

あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。また、災害時における鉄道利用者の避難誘導を円滑に進めるため、東日本旅客鉄道(株)水戸支社及び市内各駅長との間で締結した協定等に基づき、緊急時の連絡方法や避難誘導方法等について確認しておく。

第20節

バス事業者の災害予防

【実施主体】新常磐交通㈱、高速バス運行事業各社、貸切バス事業者

【本庁】危機管理部、都市建設部

1 計画の目的

新常磐交通㈱、高速バス運行各社及び貸切バス事業者（以下「バス事業者」という。）は、地震が発生した場合、乗客の安全を確保するとともに、被災者や支援物資等の緊急輸送の役割を果たすため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

<達成目標>

バス事業者は、施設及び保有車両の保守管理等の補強、取替等の計画を定め、防災・減災対策に取り組むとともに、県・市との緊急な連絡体制及び部内機関相互間の情報伝達を定め、必要な訓練を実施する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) バス事業者の役割

① 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

イ 情報伝達方法の確立

防災関係機関、県や市との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。

- ・緊急連絡用電話
- ・指令専用電話
- ・FAX
- ・携帯無線機等

ウ 運転基準の設定

地震発生時の運転基準をあらかじめ定め、発生時にはその強度により安全確認を行う。

エ 防災・減災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災・減災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- a 災害発生時の旅客の案内
- b 避難誘導等混乱防止対策
- c 緊急時の通信確保・利用方法

- d 乗客対策等
- e 関係者の非常参集

オ 市等からの要請に基づき、避難者等を輸送するための貸切バスを確保できるよう、体制を整備する。

② 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておく。

ア 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

イ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

③ 防災広報活動

各バス事業者は、道路の状況や運行再開の見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(2) 市の役割

あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

また、災害時における利用者の避難誘導を円滑に進めるため、緊急時の連絡方法や避難誘導方法等について確認しておく。

第21節

コミュニティ放送事業者の災害予防

【実施主体】

・ ㈱いわき市民コミュニティ放送

【本庁】危機管理部

1 計画の目的

ラジオ放送は、地震発生時において、震度情報・津波警報等の周知または伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

㈱いわき市民コミュニティ放送は、市内の被害状況や被災者支援情報など地域に身近な情報提供が可能であることから、防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保に向けた放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

＜達成目標＞

㈱いわき市民コミュニティ放送は、日ごろから防災体制の整備を図るとともに、震災時の放送の責務を果たすため、安全確保と体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平時における準備、非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) ㈱いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）

① 対策の現状

- ア 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- イ 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- ウ 無線装置の予備機への切替動作試験を定期的を実施
- エ 定期的に非常用発電設備の整備点検、試動運転の実施
- オ 取材用放送中継無線機の動作試験と、市内の災害時の取材のため事前に伝播試験の実施

② 対策の計画

- ア 設備の耐震強化
- イ 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置と点検
- ウ J－A L E R T と連動して津波警報等や避難指示等の緊急情報を放送するためのシステムの適切な維持管理

③ 体制面の整備

ア 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立、放送の内容、情報収集、人材の確保等の対応を行う。

イ 災害放送の実施

- a コミュニティFM放送局という地域密着を活かした放送機能の発揮
- b 取材機器、通信連絡設備の充実
- c 臨時放送体制と災害状況により必要と判断した場合、市と連携し「臨時災害放送局」の開局支援を実施

ウ 社員の緊急呼び出しと自発的出社

エ 大地震による放送設備被災の場合の対策

- a 送信機、アンテナ、給電線などの予備設備による運用
- b 非常用発電機による電源の確保

オ 非常事態対策事前の対応

- a 管理体制面の整備
- b 社内備蓄品の整備、緊急物資・資材の入手ルートの確立

カ FM緊急割込み放送による情報伝達体制の整備

キ 全国コミュニティFM放送協会との連携による防災体制の整備及び福島県内及び全国コミュニティFM放送局で交わしている防災協定に基づき、被災時における人員や放送設備の支援体制の確立

ク 市が実施する防災訓練への協力と参加

(2) 市の役割

① FM難聴域の解消に向けた中継局等の設置

② 緊急割込み放送を実施するための連絡体制等の確立
(緊急連絡網の作成、放送手順等の確認など)

第22節

ライフライン強化対策（電話）

【実施主体】東日本電信電話㈱－福島支店

【本庁】危機管理部、総務部

1 計画の目的

東日本電信電話㈱－福島支店は、電気通信事業の公共性から災害時においても重要通信を確保できるよう、日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

<達成目標>

東日本電信電話㈱は、電気通信設備の公共性にかんがみ、震災時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 事業者の役割

① 設備面の災害予防

ア 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

a 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等を実施する。

b 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

地震発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を更に促進する。

a 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備の促進を図る。

b 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備充実

c 交換機、伝送・無線システム等データファイルの分散化実施

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- a 孤立防止用無線機
- b 可搬型移動無線機、移動電源車、可搬電源装置
- c 応急復旧光ケーブル、ポータブル衛星局及び衛星車載局
- d その他応急復旧用諸装置

エ 特設公衆電話回線の整備

市との協定に基づき、すべての避難所に特設公衆電話（大規模災害時に被災者が無料で利用可能となる災害時優先電話）を設置するための回線等をあらかじめ整備する。

② 体制面の整備

日ごろから防災準備体制の整備を図るとともに、震災時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、震災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を実施するほか、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、またはこれに協力する。

ア 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- a 情報連絡室の設置
- b 非常災害警戒本部の設置
- c 災害対策本部の設置

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- a 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- b N T Tグループ会社等関連会社による応援
- c 工事請負会社の応援

ウ 防災・減災教育及び防災訓練の実施

- a 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- b 市、県が実施する防災訓練に積極的に参加、またはこれに協力する。
- c 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加する。

③ 災害対策用資材等の整備

ア 復旧資材等の調達

- a 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- b 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。
なお、自ら確保が困難な場合は、市に協力を要請する。

④ 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合または利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- a 広報車での呼びかけ
- b テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- c インターネットを通じての周知

イ 広報項目

- a 被害状況、復旧見込み
- b 特設公衆電話設置場所の周知

⑤ 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話会社グループ各社に対して応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平時から対応方法について定めておく。

第23節

ライフライン強化対策（携帯電話）

【実施主体】 ㈱NTTドコモ、KDD I ㈱、ソフトバンクモバイル㈱

【本庁】 危機管理部

1 計画の目的

㈱NTTドコモ、KDD I ㈱、ソフトバンクモバイル㈱（以下「携帯電話会社」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

＜達成目標＞

携帯電話会社は、電気通信設備の公共性にかんがみ、震災時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 事業者の役割

① 設備面の災害予防

ア 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

a 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等を実施する。

b 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

地震発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を促進する。

a 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備促進

b 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備充実

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- a 可搬型移動無線基地車、移動電源車、発動発電機、応急ケーブル
- b その他応急復旧用諸装置

② 体制面の整備

日ごろから防災準備体制の整備を図るとともに、震災時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、震災に関する教育及び災害復旧に必要な訓練を実施するほか、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、またはこれに協力する。

ア 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- a 情報連絡室の設置
- b 地震災害警戒本部の設置
- c 災害対策本部の設置

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- a 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- b 各携帯電話グループ会社等関連会社による応援
- c 工事請負会社の応援

ウ 防災・減災教育及び防災訓練の実施

- a 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- b 県、市が実施する防災訓練に積極的に参加、またはこれに協力する。
- c 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加する。

③ 災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

- a 各種ケーブル類の復旧資材及び工事用機材
- b 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。確保が困難と思われる場合は、市に依頼して迅速な確保を図る。

④ 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合または利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に整備しておく。

ア 防災広報活動

- a 広報車での呼びかけ
- b テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報
- c インターネットを通じた周知

イ 広報項目

- a 被害状況、復旧見込み
- b 臨時お客様対応窓口の周知

⑤ 広域応援体制の整備

ア 各地域会社との応援協力体制

大規模災害が発生した場合は、各携帯電話会社グループの各地域会社に対し応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平時から対応方法を定めておく。

イ 行政及びライフライン企業等との応援協力体制

- a 県及び市等との連携
- b ライフライン事業者との協調
- c 放送事業者、自治体防災無線運用者との協調

第24節

ライフライン強化対策（電力）

【実施主体】東北電力ネットワーク㈱（いわき電力センター）

【本庁】危機管理部

1 計画の目的

東北電力ネットワーク㈱は、地震発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

＜達成目標＞

東北電力ネットワーク㈱は、電力設備の設備ごとに計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 事業者の役割

① 設備面の災害予防

ア 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、設備ごとに十分な分析を行うとともに、従来の経験をいかして万全の予防措置を講じる。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

施設名	耐震設計基準
送電・変電設備	・電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。 ・変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	・電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、軟弱地盤個所については支持物の補強を行う。

イ 電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、地震発生時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

② 体制面の災害予防

ア 電力の安定供給

東北電力ネットワーク㈱いわき電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、震災時には、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

イ 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

ウ 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、震災を意識し定期的に巡視点検を行う。

③ 災害対策用資材等の整備

ア 震災時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力の確保に努める。

イ 災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受け入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前線基地を選定しておく。

④ 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

ア 防災広報活動

- a 広報車での呼びかけ
- b テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- c インターネットを通じての周知

イ 広報項目

- a 被害状況、復旧見込み
- b 臨時お客様対応窓口の周知

⑤ 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第25節

ライフライン強化対策（ガス）

【実施主体】

- ・ 東部ガス(株)、いわきガス(株)、常磐都市ガス(株)、(株)常磐共同ガス、(一社)福島県L P ガス協会（以下「ガス事業者」という。）

【本庁】危機管理部、総務部

【関係機関】市民、企業等事業所

1 計画の目的

市内のガス事業者は、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

＜達成目標＞

ガス事業者は、地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、被災経験を生かし地震に強い信頼性の高いガス設備の設計、設置を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業の役割

- ア 所有するガスの設備・ガス消費機器設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- イ 地震発生時に取りべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- ウ ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

(2) 市の役割

L P ガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- ア L P ガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- イ 被害の生じたガス供給設備及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- ウ 都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- エ 一般家庭・事業所における地震時の安全措置等の重要性についてガス事業者と連携した普及・啓発
- オ 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合の移動式ガス発生設備の設置やL P ガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

カ 一般家庭・事業所に対して、地震発生時に取るべき安全措置の重要性についてガス事業者と連携して普及・啓発を図る。また、高齢者等要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及啓発を図る。

キ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

(3) ガス事業者の役割

① 製造所・供給所の対策

ア 建設する施設は合理的な耐震設計を行う。

イ 既設の施設は、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強などを行う。

ウ 異常事態を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

エ 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災警報機等）装置を設置する。

オ ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は、緊急停止のための装置を設置する。

カ 防消火設備の整備を図る。

② 導管の対策

ア 建設する導管は耐震性に優れたポリエチレン管、鋼管、フレキシブル管等の管材を使用し、その接合は融着、溶接、メカニカル接合など耐震性能を有する方式を使用する。

イ 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは補強・更生修理を計画的に実施する。

ウ 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

エ 各ブロックの震度階、ガス供給圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するシステムを導入・整備する。

オ 迅速、確実に供給停止やブロック分割を行うための緊急遮断装置を整備する。

カ 必要により高中圧導管の速やかな減圧を行なうための減圧設備の設置を図る。

キ 需要家での二次災害を防止するためマイコンメーターの設置を継続する。

③ 動員の基準

ア 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

イ 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

④ 災害対策本部の設置

あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備する。

⑤ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され、または発生した場合、市の災害対策本部、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行うことができるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

⑥ 応援協力体制の整備

ア 地震発生により供給が停止し、復旧に応援が必要となった場合は、日本ガス協会東北部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、当該部会へ救援要請を行う。

イ 震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

⑦ ガスによる二次災害を防止するための措置

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- a ガス供給設備の配管の固定、設計等の震災対策を計画的に進める。
- b 消費者に対して消費先ガス設備の配管・メーターの固定強化、容器の流出防止措置等の震災対策について助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

- a 消費者に対して震災発生時に取るべき安全措置を予め周知する。
- b 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- c LPガス事業者は、震災により流出した容器の回収に必要な体制を整備する。
- d 震災発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

⑧ 被害状況を経済産業省等へ連絡する体制を整備する。

⑨ 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

⑩ 防災時広報活動

ガス漏れ等による二次被害防止のため、平時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

ア 防災広報活動

- a 広報車での呼びかけ
- b テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- c インターネットを通じての周知

イ 広報項目

- a 被害状況、復旧見込み
- b 臨時お客様対応窓口の周知

第26節

ライフライン強化対策（石油）

【実施主体】

- ・福島県石油商業組合（いわき支部を含む。）、（公社）福島県トラック協会いわき支部等、灯油等取扱事業者（以下「石油事業者」という。）

【本庁】危機管理部

【関係機関】市民、企業等事業所

1 計画の目的

東日本大震災では、ガソリン等の確保が非常に困難な状況になったことから、災害時における救助・救出をはじめとした災害対応車両への給油や、病院、避難所等における暖房用燃料の確保のため、関係機関及び石油事業者等との連携を図りながら、備蓄・供給体制を整備する。

＜達成目標＞

市は、災害時におけるガソリンや灯油など燃料の供給体制を確立するため、石油事業者等との応援協定を締結する。

市民は、日ごろから燃料の備蓄に努めるほか、石油事業者は、地震発生時においても燃料の供給が可能となるよう、施設・設備の耐震化や自家発電設備の整備を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

災害発生時に混乱をきたさないよう、自家用車用燃料の残量を確認し、可能な限り満タン給油を心がけるほか、暖房用燃料についても備蓄に努める。

(2) 市の役割

ア 公用車については、燃料の残量を確認し、満タン給油を心がけるなど、災害発生直後に給油することのないよう努める。

イ 救助・救出、支援物資の輸送など災害対応車両用の燃料を確保するため、市内の石油事業者との協定締結を推進するとともに、災害時の連絡方法等の確認や訓練の実施等を通じて燃料供給体制の整備に努める。

ウ 学校など主要な避難所においては、防災備蓄倉庫の中に発動発電機用燃料（ガソリン缶詰）や携行缶を備蓄するほか、冬季においては、暖房用燃料（灯油）の残量を確認し、適切に補充するなどの対応に努める。

エ 市民に対し、車両用または暖房用燃料の備蓄に努めるよう啓発を行う。

(3) 石油事業者の役割

① 供給所の対策

- ア 施設・設備の耐震化を図るとともに、停電時に備えて自家発電設備を整備するなど、災害時においても給油を継続できるよう努める。
- イ 燃料の残量を確認し、適切に補充等を行うよう努める。
- ウ 市との応援協定に基づき燃料等の供給を行う施設をあらかじめ定めておく。

② 動員の基準

- ア 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。
- イ 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

③ 災害対策本部の設置

あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

④ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され、または発生した場合、県・市の災害対策本部、経済産業省、消防、警察等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

⑤ 応援協力体制の整備

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第27節

ライフライン強化対策（水道）

【本庁】市民協働部、水道局

【関係機関】日本水道協会東北地方支部、協定締結事業所等

1 計画の目的

大規模地震の発生に伴う断減水を最小限にとどめるため、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動などに努める。

＜達成目標＞

市は、震災による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、水道施設の耐震化や管路の複数系統化などにより、災害に強い上水道設備の設計、設置を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

市民は、3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）の備蓄に努める。

(2) 防災関係機関の役割

① 日本水道協会東北地方支部

災害時における市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化する。

② 福島県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

(3) 市の役割（水道局）

給水区域については、水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め施設の新設・改良計画にあわせ水道施設の災害予防対策を推進する。

① 重要施設の耐震化・近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されている。

東日本大震災では、非耐震性の管路を中心に甚大な被害が発生したことから、計画的に施設・設備の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化、近代化を図る。

ア 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

イ 全ての老朽管路更新や管路新設には耐震管の採用及び病院、避難所等への管路の優先的な耐震化

ウ 浄水場等での供給予備力、地域的水需要を考慮した配水池の統廃合によるゆとりを確保する。

エ 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムを整備し、適正な維持管理に努める。

② バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

基幹浄水場連絡管によるバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化

ウ 緊急時代替水源（工業用水等）の確保

エ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

③ その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止

イ 水質試験用薬品類の振動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

④ 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能保持を図る。

⑤ 地震による水道施設及び需要者の被害想定

ア 震災直後の被害状況を見積るため、きめ細かな被害状況を収集する体制を確立する。

イ 地震の規模、地盤の状況、施設整備状況等から被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。

⑥ 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順等を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

⑦ 職員に対する教育及び訓練

ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術向上、人材の育成に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

⑧ 図面・災害予防情報の整備及びO A 機器のバックアップ

ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

イ 水道システムの基本情報（水道施設図、管路図等）は、2 か所以上に分散管理する。

ウ マッピングシステム等のO A 機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

⑨ 関係行政機関との連携及び連絡調整

ア 応急給水用施設の整備や運用にあたっては、消防、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図る。

イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

⑩ 災害時連絡体制の確立

電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

また、震災により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

⑪ 応急給水用施設設備及び応急復旧用資機材の確保及び適切な維持管理

ア 避難所となる小・中学校や体育施設、都市公園などに 40～100 m³の耐震性貯水槽を設置

イ 主要避難所となる小・中学校等の受水槽における非常用水栓の設置

ウ 加圧ポンプ付給水車の配備

エ 可搬式給水タンクの配備

オ 簡易ろ過機及び非常用飲料水袋の配備

カ 管材等の応急復旧用資材の配備

キ 取扱業者等との応援協定に基づく応急復旧用資機材等の確保

ク 作業員の安全装備用品等の配備

⑫ 広報活動

ア 住民に対し、防災体制、3日分の飲料水の確保（1人あたり1日3ℓを目安）、衛生対策等留意事項について広報いわき等により広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 地元行政区や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知するとともに共同訓練等により防災活動の研修を充実し、緊急時における支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報、指導に努める。

(4) 市の役割（市民協働部）

① 未給水区域への対応

ア 発災直後の応急飲料水等の確保対策として、災害時に使用可能な井戸等の把握に努める。

イ 災害時における連絡体制や応急給水体制の確保など未給水区域への対応方法について定めておく。

第28節

ライフライン強化対策（下水道）

【本庁】生活環境部

【関係機関】

- ・国、県、（公社）日本下水道協会
- ・市民、企業等事業所
- ・下水道、農業集落排水事業等関連業者等（建設業者、委託業者等）

1 計画の目的

地震による被害を最小限に防止するため、市は、下水道施設（農業集落排水施設を含む。）の耐震性強化とともに、資機材の整備や関連機関との協力体制などの整備を図る。

＜達成目標＞

市民は、発災後3日間程度に必要な携帯トイレ等を各家庭で備蓄するよう努める。

市は、被災時にただちに被災調査、復旧工事に着手できるように組織体制を整備し、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成しておく。

また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水量を少なくするように努める。

ウ 市民は、自主防災組織の活動に協力し、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる関係構築に努める。

(2) 企業等事業所等の役割

ア 企業等事業所等は、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(3) 市の役割

下水道機能の継続・回復を図るため、必要な対策を計画的に推進する。

① 下水道施設の耐震化・津波対策

ア 処理場及びポンプ場

点検を計画的に実施し、建築構造物や機械・電気設備について耐震補強を行うとともに、防災扉の設置など津波対策のほか、薬品類や重油類等の漏えいを防止するための対策を計画的に推進する。

イ 管路施設

点検を定期的 to 実施し、更正工法などにより耐震性を強化するなど、被害の軽減に向けた対策を計画的に推進する。

② 安全確保対策

ア 下水道台帳等の整備

下水道台帳等（調書、一般図、施設平面図）は、地震発生時における調査、復旧時に活用するため、事前に整備するとともに、被災しても使用できるようバックアップ体制を整備する。

イ 応急対策マニュアル等の整備

迅速に応急体制を確立し適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。

ウ 災害対策資機材の整備

調査及び応急復旧に必要な資機材を計画的に確保し、地震発生時に使用できるよう保管場所を定めておくとともに、資機材名と数量の把握に努める。

エ 関係機関等との連絡・協力体制の整備

国、県などの関係機関や、委託業者などの事業者等、水道局など関連部局との調整や情報共有を図るため、連絡・協力体制の整備を図る。

オ 訓練及び広報

a 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧対策等について総合的な訓練を行う。

b 広報

災害時の活動を円滑に進めるため、平時から住民に対して、下水道の役割や被災時の対応などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(4) 関係機関の役割

① 公益社団法人日本下水道協会

災害時における市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備・強化することに努める。

② 下水道、農業集落排水事業等関連業者等（委託業者等）

市から下水道施設等の維持管理業務を受託している業者等は、施設の定期的な点検や各種情報収集、訓練の実施など、市と連携して下水道機能の継続・回復を図るために必要な対策を推進する。

第29節

工業用水道事業者の災害予防

【実施主体】県（企業局）、水道局

【本庁】水道局

1 計画の目的

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

このことから、地震（浸水、濁水、停電等）発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

＜達成目標＞

工業用水道の管理者である県及び市のほか、委託業者は、地震が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定め、施設の巡視点検を定期的を実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、地震発生に伴う被害を未然防止する。

さらに、県及び市は、従来の経験を生かし地震に強い信頼性の高い工業用水道設備の設計、設置を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県（企業局）及び市の役割

災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努める。

ア 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。

イ 機械・電気設備における予備電源の整備等により、安定給水に向けた機能の強化を図る。

ウ 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

エ 管路の被災による給水への影響を少なくするため、管路の複線化を促進する。

オ 緊急時に調達が難しい復旧資材を計画的に備蓄する。

カ 工業用水道については、改善が必要な箇所等がある場合には、管理者に早期の改善を要請する。

(2) 市内の工業用水道事業

管理者	事業名
県	磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道
市	好間工業用水道

第30節

危険物等施設の災害予防

【本庁】危機管理部、保健福祉部、生活環境部、都市建設部、消防本部

【関係機関】

- ・ 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 危険物等取扱事業者

1 計画の目的

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵または取扱上の不備がただちに災害発生の原因となり、震災発生時には、被害を拡大する要因ともなる。

これらを取り扱う施設は、自主保安対策を講じることとし、市及び消防本部は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導に努める。

＜達成目標＞

市は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生の未然防止を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市の役割

ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導の強化を図る。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導するとともに、具体的な災害想定に基づく実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 事業者等の役割

危険物による災害は、災害発生時はもとより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、初期対応が特に重要と考えられる。このため危険物取扱事業所は、危険物施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

① 共通事項

- ア 地震発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動対応におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

② 危険物施設

ア 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

イ 事業計画

a 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

b 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

c 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

d 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

e 自主保安体制の確立

関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講じる。

(a) 危険物取扱者制度の効果的運用

- ・危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。
- ・危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講率の向上を図る。

(b) 施設、取扱いの安全管理

- ・危険物施設保安員の選任を指導する。
- ・危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ・危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

③ 火薬類施設災害予防対策

ア 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、災害対策に関する規程を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

イ 事業計画

a 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

(a) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）については、火災等による災害防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。

(b) 貯水槽等の防消火設備は、常に良好な状態に維持する。

b 予防教育計画

(a) 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。

(b) 関係事業者は、保安計画に基づく保安教育を実施し、保安の確保を促進する。

c 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

d 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

④ 高圧ガス施設災害予防対策

ア 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者は、災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び危害予防規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

イ 事業計画

防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や製造設備等の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していく。

a 高圧ガス施設の災害安全性の強化計画

(a) タンク・塔槽類の維持・管理

タンク・塔槽類については、耐震性等災害安全性能の維持・管理の徹底を図る。

(b) 配管系の災害安全性の強化

配管系については、経済産業省において検討されている新たな基準が策定されるまでは、自社の設置状況に応じた災害安全性の強化等を図る。

(c) 高圧ガス設備関連の液状化対策

自社区域内の液状化調査等を実施し、液状化の可能性の高い場所に設置されている高圧ガス設備については、液状化発生に対する防止措置等を講じる。

(d) 計装制御系、保安電力系の災害対策

計装制御系、保安電力系については、災害が発生した場合においても、確実に作動するよう災害対策を講じる。

b 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

c 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておく。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておく。

d 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

⑤ 毒物・劇物施設災害予防対策

ア 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業所は、災害の発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは排出し、または地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備する。

イ 事業計画

a 毒物劇物取扱事業所の強化計画

(a) 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法（以下この項目において「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

(b) 防消火設備は、常に良好な状態に維持する。

(c) 毒物劇物配管系については、災害安全性の強化等を図る。

(d) 毒物劇物設備関連施設の液状化対策を図る。（防液堤等の関連設備の液状化対策）。

(e) 災害拡大防止のための安全管理を図る。（計装制御系、保安電力系の災害対策）。

(f) タンク・塔槽類の耐震性等災害安全性能の維持、管理の徹底を図る。（基礎部の補修、不同沈下の測定の確実な実施）。

b 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

c 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

d 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

⑥ 有害物質取扱い施設等

ア 防災体制の確立

有害物質取扱事業所は、有害物質の飛散、公共用水域への排出、地下への浸透等の防止対策を徹底するとともに、事故時の連絡体制や応急措置体制を予め整備しておく。

イ 事業計画

a 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

b 有害物質の公共用水域への排出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

⑦ 放射線使用施設

ア 防災体制の確立

放射性物質は、その特性から漏えいすることにより人体への影響や環境汚染などの被害が発生し、しかも長期間にわたって影響を及ぼす恐れがある。このため、放射線使用事業所は、関係機関と連携して保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

イ 事業計画

放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

⑧ 危険物等積載船舶等

海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

第31節

火災予防と消防力の整備

【本庁】 消防本部

【関係機関】 市民、企業等事業所、学校

1 計画の目的

地震発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏えい、混触等により広域にわたって同時に火災が多発し、特に木造住宅密集市街地においては大火災に発展する危険が極めて大きい。

このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、市及び消防機関は、初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策の充実及び消防資機材、水利施設等消防力の充実強化を図る。

<達成目標>

市民や企業、学校、事業所等は、地元行政区や自主防災組織を中心に実施する初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えや、防災マップ等を参考に、地震発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。

市は、地元行政区や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努めるとともに、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

- ア 対震自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- ウ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- エ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努める。
- オ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- カ 家具類の転倒、落下防止措置に努める。
- キ 地元行政区や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

② 地域の役割

地域は、自主防災組織等を主体とした訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

③ 企業等事業所等の役割

- ア 防火管理者を置く事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- エ 病院、社会福祉施設など要配慮者が多数所在・利用する施設及び大規模小売店舗など不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

④ 学校の役割

- ア 防火管理責任者を中心として、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- ウ 建物内に消火器、消火バケツ等を整備するとともに、火災報知機等や屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。
- エ 児童・生徒を対象とした避難訓練や初期消火訓練を定期的に行う。

(2) 市（消防本部）の役割

① 出火の防止

市及び消防本部は、住民等に対し住宅防火診断等を通じて以下の項目を中心に火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- エ 火気使用場所の不燃化促進
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 異常気象時の火気取扱い制限

② 初期消火活動等の徹底

市及び消防本部は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所等（自衛消防組織）を通じて、次の対策を指導する。

- ア 各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。
- イ 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。

③ 予防査察等の実施

- ア 消防本部は、不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、出火時の初期対応、避難経路の確保及び防火管理の徹底等を指導する。

イ 消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

④ 消防力の強化

ア 消防力の整備

市及び消防本部は、同時多発火災及び大規模火災発生時は、交通障害等により消防活動が困難となるため、次により消防力の充実強化を図る。

- a 消防車両、救助資機材、消防施設の充実強化
- b 消防団の活性化と機動化等

消防団は、災害時に消防本部と連携し、消防活動や初期消火、住民の避難誘導等に従事するほか、平時は、自主防災組織等に対して初期消火や応急救護等の技術的な訓練・指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。このため、可搬ポンプの整備や活動資機材及び情報通信機器を整備充実させるとともに、教育訓練用資機材を充実するなどにより、消防団活動の活性化と機動化を図る。

- c 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

消防本部は、事業所等の自衛消防組織と自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図られるよう指導する。

イ 消防水利の充実強化

市及び消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、火災の危険の高い地域に重点的に消防水利の整備に努める。また、耐震性に優れた消防水利を得にくい市街地においては、都市公園等を活用して耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

- a 耐震性を有する防火水槽の整備、促進を図る。
- b 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。
- c 学校や事業所の協力を得て、プール及び消防用水の活用を積極的に推進する。

ウ 要配慮者への対応

- a 市は、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や女性消防クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- b 市は、要配慮者が居住する住宅について防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

⑤ 消防活動路等の確保

- a 市は、消防活動路や緊急輸送路を確保するため、道路啓開用特殊資機材の整備を検討する。
- b 市は、消防活動に必要な幹線道の拡幅、U字溝等の暗渠化、架空線の地中化、道路の隅切りの整備などを関係機関と検討し、災害時における消防活動路等の確保に努める。

⑥ 火災危険区域の解消

市は、区画整理事業や防火地域の指定等により、木造建物の密集、狭小な道路幅員の解消を進め、火災危険区域の計画的な解消に努める。

⑦ 広域応援体制の整備

県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」をはじめ、中核市、友好都市等との応援協定の締結促進を図るなどにより、円滑な応援体制の整備に努める。

第32節

廃棄物処理体制の整備

【本庁】生活環境部

【関係機関】

・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、いわき市建設業協同組合、福島県解体工事業協同組合、廃棄物の収集運搬処理業者等

1 計画の目的

大規模地震や津波発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

＜達成目標＞

市は、震災時におけるごみ、し尿等の処理等について定めた「災害廃棄物処理計画」に基づき、関係団体等との連絡体制を確認するとともに、廃棄物処理施設の耐震化や応急復旧体制の整備に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・事業所の役割

ア 各家庭において住宅の耐震化、家具等の固定化など、地震による家屋の損壊、家具・家財の破損の防止に努める。

イ 市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設・携帯トイレ等の使用方法等の理解に努める。

ウ 事業者による災害廃棄物の処理については、自らの責任で行うこととなることから、処理業者等との協力体制を構築するなど、災害時の廃棄物処理方法等について定めておく。

(2) 市の役割

① 廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度処理能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

② し尿処理体制の整備

ア 主要な避難所には、断水や下水道施設等の損傷時には簡易トイレを設置する。なお、車椅子対応のトイレの設置にも配慮する。

イ 下水道施設等の復旧に時間を要する場合を想定し、災害時に仮設トイレを確保できる体制を整備する。

ウ いわき市環境整備事業協同組合等と協定を締結し、災害時におけるし尿の収集運搬が円滑に行われるよう体制を整備する。

③ 災害廃棄物処理体制の整備

ア 災害時には大量のがれきなどの災害廃棄物が発生し、短期間では処分が困難なことから、交通渋滞の発生するおそれが少ない場所等をあらかじめ仮置場として指定する。

イ 埋立て等最終処分場の確保については、平時において十分調査検討を行い、計画を立てておく。

ウ いわき市建設業協同組合等との協定に基づき、災害時に損壊家屋等の撤去をすみやかに実施できる体制を整備する。

④ 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

県内及び周辺の市町村のごみ・し尿収集、処理能力を把握し、関係団体等と協定を締結するなどにより、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(4) 防災関係機関の役割

① いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター

組合員への緊急連絡体制を構築するとともに、市との応援協定に基づき、発災直後における、し尿の汲み取り、災害ごみの収集、運搬に備える体制を整備する。

② (公社)福島県浄化槽協会

会員への緊急連絡体制を構築し、災害時に市から要請があった場合は、すみやかに浄化槽の応急復旧等に対応できるよう備える。

③ いわき市建設業協同組合・福島県解体工事業協同組合

会員への緊急連絡体制を構築するとともに、応援協定に基づき市から要請があった場合は、すみやかに損壊家屋の解体等に従事できる体制を整備する。

第33節

備蓄体制の整備

【本庁】危機管理部、財政部、保健福祉部、農林水産部、産業振興部、教育委員会

【支所】市民課または総務係、市民福祉係、市民係

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部、商工労働部、農林水産部）
- ・ 市民、企業等事業所、学校、日本赤十字社福島県支部、
（公社）福島県トラック協会いわき支部等、災害時応援協定締結事業者

1 計画の目的

東日本大震災では、東北から関東地方の太平洋側を中心に広範囲にわたって被災したことや原子力災害の影響等により市内の物流機能が著しく低下し、食料や燃料、日用品等の確保及び各避難所等への配送が非常に困難な状況となったことから、物流機能の回復が見込まれる発災から1週間に必要となる非常用食糧や飲料水、日用品等を市、物流・小売事業者、企業等及び市民が協力して備蓄する。

また、東日本大震災における対応を踏まえ、乳幼児用ミルクなど少量多種の確保が求められる品目をはじめ、食物アレルギー患者等に対する特別用途食などについては、個別の対応が求められ、公的備蓄による対応が困難なことから、各家庭による備蓄を原則としつつ、小売業者等との協定に基づく流通備蓄により確保に努める。

さらに、発災直後には、全国から大量の救援物資が届くことから、それらを適切に受け入れ・保管及び仕分けを行うとともに、すみやかに避難所等に配送できるよう、救援物資の受け入れ拠点施設を整備するとともに、市内の運送業者と応援協定を締結するなど関係構築に努める。

<達成目標>

市民は、流通機能がある程度回復する発災後7日分の食料、3日分の飲料水のほか、日用品等（以下、「物資等」という）を備蓄するよう努める。

市は、小・中学校や公民館など主要避難所に備蓄倉庫及び避難所開設に必要な資機材や非常用食糧及び飲料水、トイレ、パーティション等を備蓄する。

企業等事業所は、全従業員の1日分（3食）に相当する食料及び飲料水の備蓄に努める。

災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料、日用品、燃料等を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

ア 各家庭では、ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などにより、家族の7日分の食料や3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）の備蓄に努める。

特に、乳幼児用の粉ミルクやおむつ、生理用品、食物アレルギー対応食など個別の症状等に応じて特別の配慮が必要な者に係る食料等については、発災直後は入手しづらい状況となることから、平時から7日以上分量を自ら確保するよう努める。

イ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するとともに、石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保する。

ウ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 企業等事業所の役割

ア 災害時に従業員等が帰宅できない状況等を想定し、1日分（3食分）以上の食料や飲料水等の備蓄に努める。

イ 企業等事業所は、業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする1週間分程度の物資等の備蓄に努める。

(3) 県の役割

ア 市が行う応急食料対策を補完する立場から、広域的な調達能力を有するスーパーやコンビニエンスストア等と連携し、地震災害発生時における食料等の円滑な供給体制の整備に努める。

イ 市外からの避難者に対応するため、県立高校等に非常用食糧や毛布などを備蓄する。

ウ 市と連携しながら、家庭、企業等事業所等における災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

エ 福島県石油業協同組合との協定に基づき、ガソリンや灯油等の供給体制の整備に努める。

(4) 防災関係機関の役割

ア 日本赤十字社福島県支部は、緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にしつつ、非常用食糧や毛布等の物資の緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請または独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ （公社）福島県トラック協会は、会員企業への緊急連絡体制を整備するとともに、県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定する。

(5) 市の役割

① 公的備蓄

ア 防災備蓄倉庫等の整備

- a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対策本部（本庁・支所）や主要避難所（小、中学校、地区体育館等）に防災備蓄倉庫を設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り（パーティション）、毛布、炊き出し道具等）や燃料（ガソリン缶詰、灯油）、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。

なお、孤立する恐れのある集落や、長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について把握するものとする。

- b 備蓄倉庫の鍵は、避難所となる施設の管理者、地区災害対策本部避難所班（各地区保健福祉センター）のほか、地域の実情に応じて地元の行政区等が管理し、初動対応の迅速化を図る。
- c 資機材等については、防災訓練や地域の行事等を活用して点検等を行い、必要に応じて修繕や消耗品の補充等に努める。
- d 避難所のスペースの都合上、備蓄倉庫を設置できない避難所については、毛布や非常用食糧、飲料水などを建物の空きスペース等を活用して備蓄する。

イ 非常用食糧等の確保

- a 地震災害発生時における被災者及び旅行者等に対する救援と、初動対応の迅速化を図ることを目的として、非常用食糧や飲料水などを支所及び主要避難所である小・中学校などに分散して備蓄する。
- b 備蓄目標は、福島県が令和4年11月に公表した被害想定に基づき、家屋が流出また、全壊、焼失、半壊となることに伴う避難所への避難者（39,500人）を対象とし、国や他の自治体からの救援物資の到着及び市内の流通機能の回復までの期間を考慮して、発災後3日間分（9食）に相当する数量（355,500食）のうち、4食分（158,000食）を公的備蓄により、残りの4食分（158,000食）を流通在庫備蓄により、また1食分（39,500食）を避難者が避難所に持参することとする。

なお、飲料水については、原子力災害により水道が使用できなくなる場合も想定し、必要数量（237,000ℓ）のすべてを公的備蓄により賄う。

- c 非常用食糧の備蓄にあたっては、1日あたりの必要摂取カロリーや食物アレルギー、乳幼児や高齢者、食事制限が必要な者などへの配慮及び避難所運営スタッフの負担軽減から、長期保存可能なパンに加え、調理不要（水やお湯が不要）なレトルト食品（ご飯）やフリーズドライご飯等も備蓄するなど、品目の多様化に努める。
- d 非常用食糧など消費期限のあるものや耐用年数のある資機材等については、計画的に更新を行うとともに、当該期限が1年未満となったものは、地域の訓練等の際に使用するなど有効活用を努める。
- e 避難所となる小・中学校には、受水槽に非常用水栓を設置し、飲料水を確保する。

ウ 備蓄目標

非常用食糧等の備蓄目標数量については、次のとおりとする。

品目	必要数量	公的備蓄	流通在庫備蓄	家庭内備蓄 (避難所への持出分)
非常用食糧	355,500食	158,000食 (パン及びご飯)	158,000食	39,500食
飲料水	237,000 ℓ	237,000 ℓ	－	－

② 流通備蓄

ア 食料及び日用品等の確保

- a 市内の流通業者や小売業者等をはじめ、中核市、遠地の自治体と協定を締結するなどにより、米、食料や飲料水、日用品、燃料、医薬品などの緊急調達、供給体制の確立に努める。

なお、平成 24 年 6 月の災対法改正により、大規模災害時等においては、国の責務として自治体からの要請がなくても被災状況等を勘案して緊急物資等を被災地に送り込む（いわゆる「プッシュ型の支援」）こととされている。

- b 乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など少量多種の確保が必要となる品目をはじめ、食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食などについては、個別の対応が求められ、公的備蓄による対応が困難なことから、各家庭による備蓄を原則としつつ、小売業者や専門業者等と協定を締結し、必要数量を確保する体制整備に努める。
- c 災害活動に従事する緊急車両や市の公用車などへの燃料の確保については、(公社)福島県トラック協会いわき支部等をはじめ関係業界等と協定を締結するなどにより確保に努めるほか、自家用給油取扱所の整備についても検討を行う。
- d 福祉避難所については、避難所に準じて公的備蓄を行うことに加え、介護または介助に必要な品目（救急セット、ランタン、パーティション、清潔用品等）についても備蓄を行う。また、介護用ベッドなどの資機材については、福島県福祉機器協会との協定に基づき確保する。

③ 輸送体制の整備

- ア 全国から送られてくる救援物資を効率的に配分するため、交通の利便性が高く、大型トラックによる積み下ろしが容易な場所を選定し、救援物資の受け入れ、仕分け等を行う支援物資集配拠点施設を整備する。

- イ 物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、拠点施設における物資の受け入れや仕分け及び避難所等への配送についてノウハウを有する(公社)福島県トラック協会いわき支部等と協定を締結し、物資供給体制の整備を図る。

- ウ 地元行政区等や消防団、民生委員等のほか、宅配事業者やボランティア等との協力体制を構築し、在宅避難者（避難所に避難できない高齢者等）のうち自力で食料等の確保が困難な者への救援物資の配送体制の整備に努める。

④ 自主防災組織への支援

自主防災組織が行う地域住民の避難支援や救助活動、学校などの主要避難所以外の避

難所（地域集会施設等）の運営活動（炊出し等）を支援するため、必要な資機材整備に対する支援を行う。

⑤ 市民への啓発

市民、企業等事業所等に対し、備蓄など事前の備えを行うことの重要性や災害時における市の食糧・物資の供給計画について、普及啓発に努める。また、防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

第34節

学校等の防災対策、防災・減災教育

【本庁】危機管理部、こどもみらい部、教育委員会

【関係機関】

- ・ 県（総務部）、県教育委員会
- ・ 学校等

1 計画の目的

地震や津波等により災害が発生した場合に、学校、幼稚園、保育所等における児童・生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

＜達成目標＞

市は、地域防災計画等に沿って学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）の防災への取組みを支援するとともに、学校間の連絡網を整備する。また、学校等が震災時に避難所として使用されることを踏まえ、校舎等の適切な維持補修等を行うとともに、災害時にライフラインが途絶した場合でも避難所機能を維持できるよう、非常用食糧や飲料水、災害用トイレなどの備蓄、災害時に優先的に通話可能な特設公衆電話の設置などを行う。

学校は、学校災害対応マニュアル等を作成し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施する。また、教職員、児童・生徒に対する防災・減災教育を行う。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 学校等の役割

① 校内防災体制の整備

災害時には、児童・生徒の安全を確保するとともに、応急手当の実施や火災、津波などの二次災害への対応、避難所開設・運営への協力などさまざまな業務が発生することから、全ての教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、研修等を通じてその育成に努める。

② 学校災害対応マニュアルの作成

学校は、市が作成した防災マップや津波ハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、国の「学校防災マニュアル」や県の「学校災害対応マニュアル」等を参考に、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校災害対応マニュアル等を作成する。

ア 予防対策

- a 学校防災組織の編成
- b 避難計画（避難場所・避難所、避難路の確認）

- c 児童・生徒の登下校時の安全確保
- d 施設・設備等の点検・整備
- e 防災用具等の整備
- f 防災・減災教育の実施
- g 教職員の緊急出動体制と役割分担
- h 家庭との連絡体制の整備

イ 応急対策

- a 地震発生直後の児童・生徒の安全確保
- b 避難誘導
- c 児童・生徒の安否確認の方法
- d 地震情報の収集、被災状況の把握と報告
- e 下校措置（保護者等への引渡しルール等）
- f 避難所開設・運営への協力・支援
- g 教育活動の再開
- h 児童・生徒の心のケアなど

③ 学校防災委員会の設置

学校は、学校災害対応マニュアルの作成や見直しの検討、防災計画に定める事項等について教職員の共通理解と周知徹底を図るため、学校防災委員会を設置する。

校長等は、学校防災委員会の編成等にあたって次の点に留意する。

ア 教職員の役割分担の明確化

災害時における教職員の役割分担を定めるとともに、担当者が不在の場合の代行措置を明確にする。

イ 避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、災害の状況に応じた避難場所、避難経路、避難方法等について避難計画を作成する。

④ 施設・設備等の点検・整備

施設・設備等の安全点検を定期的 to 実施し、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・扉の倒壊防止等、必要な措置を行う。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、避難所に指定されている場合は、危機管理部からの要請に基づき、防災備蓄倉庫及び非常用食糧や飲料水、資機材等の定期的な点検に協力するとともに、その使用方法等について精通するよう努める。

⑤ 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

ア 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 児童・生徒・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡網を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

⑥ 教職員の参集体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び保育所（園）長（以下「園長等」という。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、参集体制について教職員に周知しておく。

⑦ 家庭との連絡体制

あらかじめ保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた緊急連絡網を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡網の管理には万全を期す。

⑧ 防災・減災教育の実施

ア 教職員に対する防災・減災教育

校長等は、学校災害対応マニュアル等に基づき、教職員各人の役割、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災・減災教育等に関する校内研修を行う。

イ 児童・生徒に対する防災・減災教育

a 校長等は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など教育活動等を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえた防災・減災教育を計画的・継続的に実施する。

なお、防災・減災教育の実施にあたっては、児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、防災マップや津波ハザードマップ、地域で発生した過去の災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

b 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

c 様々な危険を予測して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

d 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

⑨ 防災訓練の実施

校長等は、学校災害対応マニュアル等に基づき、防災関係機関等の協力を得ながら、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して実施する。

ウ 学校の立地条件を考慮して避難場所や避難所を定め、児童・生徒に指導する。

エ 小学校、中学校及び高校にあっては、地域社会の一員として、児童・生徒を地域の防

災訓練に積極的に参加させるよう努める。

オ 保護者や地域の自主防災組織等と連携し、児童・生徒の引渡しや避難所の開設・運営などより実践的な訓練となるよう努める。

⑩ 要配慮者への対応

各学校設置者は、学校災害対応マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備にあたっては、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(2) 県の役割

① 学校災害対応マニュアルのモデル等の作成

県教育委員会は、各学校が学校災害対応マニュアルを策定し、または見直す際に参考とすべきモデルやマニュアルを示し、各学校の取組を支援する。

(3) 市の役割

① 地域防災機能の強化に対応した施設整備

ア 小・中学校など地域の主要避難所については、災害によりライフラインが途絶した場合でも最低限の機能を確保できるよう、防災備蓄倉庫の設置及び発動発電機や投光機、災害用トイレ等の資機材、毛布や非常用食糧等を備蓄し、定期的に点検等を行う。

イ 防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行うなど適切な管理体制を整える。

ウ 施設整備

- a 和室、洋式トイレ等の整備など要配慮者の受け入れ可能な避難所の確保
- b 飲料水、生活用水等の確保
- c 受水槽に非常用水栓等を整備
- d 生活雑用水確保のための雨水貯水槽等の整備
- e 飲料水ペットボトルの備蓄

エ 設備整備

救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

オ 情報連絡体制

- a 携帯電話を利用した連絡網、防災行政無線（戸別受信機）の配備
- b 災害時に優先通話が可能となる特設公衆電話の整備
- c インターネット環境等の整備（公衆無線LAN等）

② 学校等に対する支援、助言

- a 市教育委員会は、市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。
- b 市教育委員会は、防災担当部局や防災関係機関等と連携し、管理職研修をはじめ、初任者研修、経験者研修及び専門研修の中に市の防災計画の内容や災害時における教職員の役割等、救命・救急などについてのカリキュラムを取り入れるよう努める。

第35節

文化財の保護対策

【本庁】観光文化スポーツ部

【関係機関】県教育委員会、文化財所有者

1 計画の目的

地震等から文化財を保護するため、適正な維持補修や防災設備の設置及び保存環境の整備等を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施する。

＜達成目標＞

市は、施設・設備等の安全点検を定期的に行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を実施するとともに、文化財防火デーや文化財保護強調週間等を活用して避難訓練を実施する。

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 文化財所有者・管理責任者の役割

① 共通事項

ア 文化財、収蔵施設等の所有（管理）者は、文化財の防災対策を含めて日常管理に心がけるとともに、風水害に備えるため、防災マニュアル等を作成するなど、緊急時における対応体制を確立しておく。

イ 自主防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。

ウ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。

特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を実施する。

エ 避難訓練を定期的に実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

オ 文化財の種類に応じて、次の取組みを実施する。

a 建造物

修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。

b 美術工芸品、有形民俗文化財

県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

c 史跡、名勝、天然記念物

定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊またはそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。

(2) 市民・地域の役割

① 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者または関係機関等へ速やかに連絡を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

② 未指定文化財への対策

所有者・管理者から相談があった場合には、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

(4) 市の役割

① 施設・文化財の予防対策

ア 市は、文化財の防災対策を含めて日常管理に心がけるとともに、風水害に備えるため、防災マニュアル等を作成するなど、緊急時における対応体制を確立しておく。

イ 自主防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。

ウ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。

特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を実施する。

エ 避難訓練を定期的に実施し、地震発生時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

② 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

③ 未指定文化財への対策

所有者・管理者から相談があった場合には、日常の保存・管理方法や風水害発生時の対応についての支援や助言を行う。

第36節

災害時のボランティア活動の推進

【本庁】 財政部、市民協働部、保健福祉部、都市建設部

【支所】 市民課または市民福祉係、経済土木課、税務事務所、地区保健福祉センター

【実施主体】 いわき市社会福祉協議会

【関係機関】

- ・ 県（いわき地方振興局）
- ・ 日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、福島県共同募金会、（公財）いわき市国際交流協会、ボランティア団体等

1 計画の目的

災害時におけるボランティア団体等による支援活動は、被災住民の生活の安定や再建に重要な役割を果たすことから、災害時に適時適切な支援を受けられるよう、平時から関係団体等との連携を図り、ボランティア活動の環境整備や受入体制の整備に努める。

＜達成目標＞

市は、災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から市社会福祉協議会やNPO等と災害時の役割分担等について協議するなどネットワークの構築に努める。

また、医療・救護活動や要配慮者等の介護支援、被災者の心のケアなど専門知識を必要とする分野に係るボランティアについては、県や他の自治体との協定や各種機関等との連携を図るなどにより、災害時に人材を確保できる体制づくりに努める。

さらに、市社会福祉協議会の主催講座や市の講演会等を通じて、災害ボランティア活動に関する啓発活動を行うなど人材育成に努める。

【災害ボランティアの区分】

① 職能による区分

一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア
専門ボランティア	医師や看護師、手話奉仕員やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア

② 所属による区分

個人ボランティア	組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア
団体ボランティア	NPOやNGO、企業及び宗教団体など組織や団体に属し、自らの行動規範で活動するボランティア
後方支援 資金・資機材等の提供	直接被災地で活動する支援ではなく、被災地以外で行う支援活動や資金・資機材等の支援を行う活動

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 主な関係機関の役割

① いわき市社会福祉協議会

ア 平時は、ボランティアに関する相談、紹介、あっせん及び情報提供などを行うとともに、パンフレットの発行や各種研修会の開催を通じて災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発及び、地域における日常的な相互扶助活動の啓発を図る。

イ 災害時には、一般ボランティアの受け入れや被災者のニーズ把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う「災害ボランティアセンター」を設置することとなることから、当該センターの運営を担うことができる人材の発掘や育成に努める。

ウ 日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、福島県共同募金会、福島県災害ボランティアセンター、県内NPO、市内の大学や企業等との連携によるセンターの運営が可能となるよう、平時から災害時の役割分担などについて協議し、協力関係の構築に努める。

② 専門ボランティアによる支援活動を必要とする関係機関等

避難所や救護所等における医療活動、要配慮者等の介護支援、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定など専門知識が必要な分野に係るボランティア（以下「専門ボランティア」という。）による活動が円滑に行われるよう、各関係機関等は体制整備に努める。

(2) 市の役割

① 災害支援活動団体等との連携強化

ア 災害時に「災害ボランティアセンター」の活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会や日本赤十字社福島県支部、NPOなど支援団体等と定期的な情報交換等を行う場を設けるなど、ネットワークの構築に努める。

イ 大規模災害時に避難所や救護所等での医療救護活動の実施等に当たる医師や看護師等の活動を支援するため、市医師会等と連携し、迅速に医療情報や医薬品等が提供できる体制整備に努める。

ウ 日本語が不自由な外国人に対する通訳や相談、聴覚障がい者に対する手話通訳、車椅子使用者の外出支援などを行う専門ボランティアを確保するため、市国際交流協会や社会福祉事業者等と定期的な情報交換等を行う場を設けるなど、ネットワークの構築に努める。

エ 各種講演会や市役所出前講座、防災訓練の実施等を通じて、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

オ 市は、災害時において住民の主体的な意思に基づく互助社会の構築が必要なことから、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進し、災害時に的確に対応できるよう行政区、自主防災組織、地区社会福祉協議会、コミュニティ推進組織等に対し地域コミュニティづくりに向けた支援・指導を行う。

② ボランティア保険の周知

災害ボランティア活動を希望する者に対し、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。

第37節

災害応援・受援体制の整備

【本庁】各部等

【関係機関】

- ・ 県（総務部、企画調整部、保健福祉部）
- ・ 市民、企業等事業所、医療関係団体など協定締結事業所・団体等

1 計画の目的

東日本大震災では、本市や防災関係機関のみで対応することは困難な状況となり、中核市や友好都市をはじめ全国各地の自治体から様々な支援を受けたところであり、平成24年6月の災対法改正においても、同時被災の可能性が低い遠地の自治体と災害時の応援協定を積極的に締結することとされた。

こうしたことを踏まえ、大規模災害時において市外からの支援を円滑に受け入れ、有効に活用できるよう、また、協定締結自治体等において災害が発生した場合において救援物資の供給や職員の派遣等がすみやかに実施できるよう、受援・応援に係る体制を整備する。

＜達成目標＞

市は、災害時相互応援協定の締結など自治体間の連携関係を強化し、平時の交流によって相互理解を深める。

市は、災害発生時に迅速な受援・応援体制がとれるよう、自治体間での情報連絡体制を確立するとともに合同訓練等を実施し、受援・応援力の強化に努める。

2 市の役割と業務の内容

(1) 応援協定の締結促進

① 自治体間の応援協定

ア 中核市や県内の各自治体をはじめ、本市と様々な分野で交流のある自治体、さらには東日本大震災で支援を受けた自治体との間で、災害時の相互応援協定を積極的に締結し、関係の深化、ネットワークの拡大を図る。

イ 相互応援協定を締結した自治体との間では、住民レベルでの様々な交流活動の継続を図り、友好関係、信頼関係の構築に努める。

【主な応援の種類】

- 食料、飲料水及び日用品並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- 応急対策及び復興に係る職員の派遣
- 避難が必要な被災者の受け入れ

e 市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供

② 公共的団体等との協定

ア 各部局は、担当する災害対応事務に係るマニュアルを策定する中で、必要に応じて専門性を有する公共的団体や民間事業所等との協定締結に努める。

イ 各部局は、公共的団体や民間事業所等と協定を締結したときは、その内容等について危機管理部危機管理課に情報を提供する。

【これまで協定を締結している内容等】

- a 食料、飲料水及び日用品の供給
- b 医療救護活動
- c 福祉避難所の開設、人員派遣及び資機材等の供給
- d 輸送
- e 通信・報道
- f 廃棄物の処理
- g 応急復旧に係る人員派遣及び資機材等の供給

(2) 体制の具現化

相互応援・受援を迅速かつ効果的に実施するため、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を次のとおり定める。

① 受援

ア 人的受援対策

a 総務部は、業務継続計画を策定する中で災害発生時の応急業務や災害時にあっても優先して行う通常業務を抽出するとともに、不足が見込まれる業種及び人数を算定しておく。

b 総務部は、他市からの応援職員が宿泊可能な公共施設を抽出するとともに、不足が見込まれる場合は、民間施設の使用について協定の締結等を行う。

イ 物的受援対策

産業振興部は、市外からの救援物資を効率的かつ効果的に集積・運搬を行うことができるよう、支援物資集配拠点施設（21世紀の森公園、総合体育館、いわき平競輪場）の活用方法や配送方法等の体制について、協定を締結している（公社）福島県トラック協会いわき支部等と協議を行う。

② 応援

ア 人的応援対策

a 危機管理部は、協定締結先自治体の地理、施設、交通事情及び災害リスク等について情報収集を行う。

b 危機管理部は、効果的かつ迅速な応援活動を行うため、発災直後に被災自治体に派遣する職員を予め定めておく。

c 消防本部は、緊急消防援助隊等の派遣要請に対応できる体制整備に努める。

イ 物的応援対策

危機管理部は、発災直後は、市の公的備蓄品を迅速にかつ効率的に搬出できるよう、資機材等の定期点検及び賞味期限等の確認を行うとともに、協定を締結している(公社)福島県トラック協会いわき支部等と協議を行う。

(3) 連絡体制等の整備

ア 被災地応援活動に関係する部課や防災関係機関においては、災害発生後速やかに被災地応援活動を実施できるよう、職員の派遣方法等について定めたマニュアルを整備するとともに、必要な資機材等の備蓄に努める。

イ 災害時に応援対象となる自治体との間での確な情報連携ができるよう、通信手段の確保や緊急連絡網の整備など、相互の連絡体制を確立する。

(4) 合同訓練等の実施

各自治体が実施する防災訓練等において応援要請の手順等を確認するほか、職員を相互に派遣し、災害時の対応等について意見交換を行うなどにより、災害時の対応力を高めるよう努める。